

(平成22年6月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	85 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	65 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	89 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	52 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月

私は、勤務していた旅館を退職した後、次に就職するまでの 5 か月分の国民年金保険料を指示されたとおりに納付し、当時の領収証書及び当時居住していた町発行の「国民年金被保険者記録」の証明書も所持しており、これらを社会保険事務所（当時）に提示したが、納付期間がずれているとして、申立期間の 1 か月分を納付済みとしてももらえず、納付した保険料のうち 1 か月分を還付するとの回答をもらった。申立期間の保険料を納付済みとしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 7 月の国民年金加入以降、申立期間及びその後の 1 か月（厚生年金保険加入期間に挟まれた国民年金被保険者期間は 3 日間）を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

申立人は、昭和 52 年度第 1 期分の国民年金保険料領収証書（52 年 5 月 13 日納付。4 月分が消されており、納付金額は 2 か月分）及び同年度第 2 期分の国民年金保険料領収証書（52 年 8 月 1 日納付）のほか、当時居住していた町が発行した「国民年金被保険者記録」の証明書（52 年 9 月 24 日発行。納付期間が 52 年 4 月から同年 9 月までとされているが、資格取得日は 52 年 5 月 10 日とされている。）を所持しており、所轄社会保険事務所に対してこれらを提示して納付記録照会を行っている。当該社会保険事務所は、照会に対し、資格取得日が平成 12 年 4 月に 52 年 5 月 10 日から同年 4 月 30 日に訂正されており、当時の記録から同年 5 月から 9 月までの保険料納付に問題はなく、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同年 9 月分については、還付事実が確認できないことから還付する旨の回答を行い、21 年 3 月 16 日

に還付決議（支払未了）を行っている。

しかしながら、申立人の旅館退職後の保険料について、昭和 52 年度第 1 期分の国民年金保険料領収証書から 52 年 5 月に最初の納付を行っていることが確認でき、退職後間もない当該時点で申立人が離職日を誤ることは考えにくい上、同年 9 月に町が発行した「国民年金被保険者記録」の証明書には、申立期間の 52 年 4 月からの保険料を納付していたことが記載されていること、申立人は、旅館退職後の時期の 5 か月分の保険料を納付しており、うち 1 か月分について平成 21 年 3 月にいたるまで還付決議手続も行われておらず、申立人は、旅館離職後の申立期間を含む国民年金加入期間の保険料の納付を示すものと認識して 2 枚の国民年金保険料領収証書及び町発行の「国民年金被保険者記録」の証明書を 30 年以上保管していたことなどから、申立人は旅館離職後の申立期間を含む 5 か月の国民年金加入期間の保険料を納付していたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から53年3月まで

私の妻は、結婚後、過去の分をさかのぼって納められるという時期に、私の未納期間の保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとする妻は、第2回特例納付を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年5月に払い出されており、当該払出時点は第3回特例納付の実施期間であり、申立人の妻は、未納期間を調べてもらい、申立人の53年4月分以降の過年度保険料を一括で納付した後に、申立期間の保険料を追加して納付したことを具体的に説明しており、その納付したとする金額は申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間及び昭和49年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和49年7月から同年9月まで

私は、結婚を機に国民年金の加入手続を行い、その後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間は12か月及び3か月と短期間で、前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年9月に払い出されており、申立人は、同年4月以降60歳到達時まで、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、夫婦は理容業を営業しており、当該期間の前後を通じて夫婦の職業や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないこと、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間②のうち48年4月から同年6月までの期間の保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の申立人の手帳記号番号払出時点で、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、夫婦には過年度保険料を納付した記憶は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち、昭

和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から同年8月まで

私の母は、平成7年4月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含めて、さかのぼって国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、その後の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年4月時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、オンライン記録では、5年4月分の保険料を7年5月19日に納付していることが確認でき、申立人は、過年度保険料の納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、20 歳の頃に、当時住み込みで働いていた店の主人の勧めで国民年金に加入し、その後は国民年金保険料を区の集金人に支払っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ4か月及び12か月と短期間である。

申立期間①については、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年2月時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人が保険料を区の集金人に支払っていたとする方法は、申立人が居住している区の当時の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、当該期間前後の保険料が納付済みであり、申立人が納付したと説明する金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人は、当該期間当時、自身が経営する店の事業状況が悪化したことは無く順調であったと説明しており、申立人の店舗兼住宅の住所にも変化が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年12月まで

私の母は、私が20歳のころ、私の国民年金の加入手続きを行い、私が昭和62年に転居するまで国民年金保険料を納付してくれていた。転居後は、私が送付されてくる納付書で、未納のないよう保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年7月から61年12月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された62年9月時点で過年度納付することが可能である上、直後の62年1月から同年3月までの保険料は過年度納付されている。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和53年3月に国民年金に任意加入後、当該期間を含め自身の保険料を60歳に達するまですべて納付しており、大半は付加保険料も含めて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和59年11月から60年6月までの期間については、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、手帳記号番号が払い出された62年9月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月から 54 年 6 月まで

私は、昭和 54 年 10 月ころに結婚したのを期に国民年金に加入し、それまでの未納分の国民年金保険料を郵便局で一括納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 56 年 7 月時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立人は当該期間後の保険料がすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 48 年 12 月から 54 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、加入手続場所に関する記憶は曖昧であり、一括納付したとする金額に関する説明には変遷があるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 7 月は、第 3 回特例納付実施期間ではなく、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は現在所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持したことがないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から48年7月まで
② 昭和48年8月から同年12月まで
③ 昭和51年4月から52年3月まで

私は、実家の母から通常の仕送り以外に、国民年金保険料を納付するためのお金を送ってもらい、20歳のころから当時住んでいたアパートの近くの区役所出張所で保険料を納付していた。昭和48年8月に姉の家族と同居してからは、姉が私の保険料を付加保険料を含めて一緒に納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていること及び申立期間②、③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が昭和48年8月14日に任意加入していることがオンライン記録等で確認でき、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉も当該期間の保険料が納付済みとなっている。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和50年4月に付加保険料の納付申出をしたとされているが、納付記録では既に49年1月分から付加保険料を納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続、住所変更手続及び国民年金手帳の記憶が曖昧であり、納付したとする金額も当該期間の保険料額と大きく相違している上、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間③については、申立人は、国民年金の住所変更手続、保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶が無く、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には不在者扱いされていた旨の記載があることから、転居後の国民年金に係る住所変更届が適切に行われていなかったものと推察されるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から同年12月までの付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月から39年3月まで

私の父は、私が20歳になった昭和38年*月ごろ、私の国民年金の加入手続きを行い、家族全員の国民年金保険料をまとめて集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月間と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和39年5月に払い出されており、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住している区が行っていた印紙検認による納付方法と合致しているほか、申立人の父親が集金人にまとめて納付していたとする父親自身、母親及び兄姉の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで

私は、申立期間当時、住民票を移動させないまま転居していたが、国民年金保険料は姉に送金して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は9か月と短期間であり、当該期間の前後は国民年金保険料を納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年8月時点で過年度納付が可能な期間であり、直前の48年7月から49年3月までの保険料は納付済みである上、申立人は第2回特例納付により、受給資格期間に関係なく20歳以降の特例納付可能な期間の保険料をすべて納付しており、保険料を納付してくれていたとする姉は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及び申立人の姉が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、当時の納付状況についての記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする姉から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年8月は第2回特例納付の実施期間であり、オンライン記録により申立人は昭和36年4月から申立期間①直前の48年3月までの保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるものの、当該期間は第2回特例納付

の納付対象期間ではないことに加え、手帳記号番号の払出し時点では、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその姉が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

私は、国民年金保険料を付加保険料といつも一緒に納付してきた。申立期間についても、同時に口座振替された。定額保険料は納付済みであるのに、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月の国民年金任意加入以降、国民年金加入期間について、申立期間及び厚生年金保険加入期間に挟まれた2か月間を除き、付加保険料を含む国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は付加保険料を含む国民年金保険料を納付済みで、申立期間の定額保険料は納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和48年7月から49年3月までの定額及び付加保険料を48年9月27日に前納し、49年1月からの保険料改定に伴う不足額を口座振替により納付したと説明しており、前納及び口座振替の通知が行われたことは申立人の所持する領収証書及び区役所発行の不足額の国民年金保険料充当通知書により確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年7月まで

私は、転居をした際に、国民年金の住所変更の手続を行い、転居先の市の窓口で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、昭和53年9月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が区役所で住所変更の手続を行った昭和58年7月時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は、住所変更手続の際に窓口で保険料を納付したと説明しており、当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと推認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私の妻は、私が会社を退職した後の昭和 52 年 1 月ころに国民年金の加入手続をしてくれ、妻自身の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 11 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間も自身の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 9 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金制度発足当初から 60 歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫も、国民年金制度発足当初から 60 歳到達時までの保険料をおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

私の母は、私が会社を退職して結婚し、夫の転勤で外国に転居した後、納付勧奨を受けて私の未納分の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後の昭和 63 年 4 月から第 3 号被保険者となる前の同年 10 月までの国民年金保険料をすべて現年度納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 12 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立人が出国した後、電話等で未納保険料の納付勧奨を受けて、申立人の退職後の保険料を納付したと説明しており、当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）における納付勧奨の方法と合致していること、母親は国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月及び8年2月から9年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から同年12月まで
② 平成6年10月
③ 平成8年2月から9年12月まで
④ 平成10年1月から12年2月まで

私は、昭和53年ころに夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻がパートの仕事を始めた60年1月以降は、夫婦別々に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間が1か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みであるほか、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。また、申立期間③については、申立人が所持する平成8年1月から9年12月までの現金出納帳に保険料が記載されており、その金額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人が当該期間の保険料を一緒に納付していたとする妻も当該期間の保険料は未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間④については、当該期間直前の申立期間③の保険料が現金出納帳に記載されているのに対し、当該期間の現金出納帳は提出されておらず、これについて、申立人は、「平成10年1月以降の現金出納帳に保険料の記載が無く、不要と思い処分してしまった。」と説明しており、当該期間の保険料を納付したとする根拠、理由が定かでないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月及び8年2月から9年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月に退職後、しばらくしてから国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、会社を退職した直後の昭和 50 年 12 月から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間の保険料が納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて郵便局や銀行で納付していた。当時は仕事も順調でお金にも困っておらず、昭和58年3月から納付を中止したということは考えられない。申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、52年4月から58年2月までの期間は付加保険料を含めて納付しているほか、申立期間前の52年5月から54年3月までの期間及び同年9月から56年3月までの期間は付加保険料を含めて保険料を前納している。

また、申立人の所持する年金手帳から、申立人は昭和59年5月の住所変更手続及び申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に加入して以来、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年12月まで

私は、昭和48年3月に退職後、すぐに国民年金と国民健康保険の手続をし、その後は元妻が私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年7月から同年12月までの期間については、申立人は、51年1月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻の国民年金手帳の記号番号は昭和51年12月に払い出され、この払出時点で元妻の50年7月から51年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できるとともに、申立人の被保険者台帳は、52年2月に元妻の手帳記号番号が払い出された区を管轄する行政庁に移管されていることが確認でき、元妻の手帳記号番号の払出しと同時期に、申立人の48年4月の厚生年金保険資格喪失後の国民年金の再取得手続が行われ、申立人の当該期間の保険料は元妻と同様に過年度納付されたものと考えられるなど、当該期間の申立人の保険料が未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から50年6月までの期間については、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする元妻も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和50年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月1日から31年5月8日まで
② 昭和31年5月10日から32年12月1日まで
③ 昭和34年7月14日から35年9月1日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の制度自体を知らなかったし、退職から相当期間を経過して支給されているのも理解できないので、調査をして脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、5回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は昭和36年に支給決定されているが、同年7月に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と大幅に相違している上、オンライン記録では、脱退手当金の支給決定日は最終事業所退職後に昭和36年3月11日と同年6月11日の2つの年月日が記録されているなど、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 6 日から 34 年 2 月 24 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

平成 22 年に、厚生年金保険の期間照会の回答を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間②での厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 4 か月である上、当該事業所において、脱退手当金の受給記録がある者のうちの一人は、自分で請求手続を行った旨の供述をしていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和21年7月29日に、同社D支店における資格喪失日に係る記録を23年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を21年6月は180円、23年8月及び同年9月は4,200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和21年6月については、明らかでない認められ、また、23年8月及び同年9月については、履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月28日から同年7月29日まで
② 昭和23年8月27日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B社が保管する社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和21年7月29日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和21年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、180円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①については不明としており、これを確認でき

る関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び上記社員台帳により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、社員台帳においては、申立人が昭和23年8月19日にA社D支店から同社E支店に異動したことが記録されている。一方、同社E支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日であるところ、B社は、「当社では厚生年金保険の適用事業所となるまでは、異動前に在籍していた各支店において、厚生年金保険に加入させていたはずである。」と回答している。

そこで、A社E支店において、昭和23年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の、それ以前の加入記録を確認したところ、ほぼすべての者が同日に同社の他支店において資格を喪失していることが確認でき、事業所の回答と符合している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における昭和23年10月の社会保険事務所の記録から、4,200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年5月20日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与より引き下げられているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年11月4日）より後の5年5月6日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初記録されていた28万円から24万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚の記録も、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の日付で、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年1月2日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは80円、同年4月から同年8月までは240円、同年9月から同年12月までは360円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から22年1月2日まで

A社C工場に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。日記を付けており、申立期間当時の日記を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における資格取得日は昭和19年10月1日と記録されているのが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の生年月日に誤りがあるものの、記号番号、氏名及び資格取得日が上記被保険者名簿と一致している。

しかしながら、いずれの記録においても申立人のA社C工場における資格喪失日欄は空欄となっている。

一方、B社は当時の資料が無く、申立人の勤務期間は確認できないと回答しているものの、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の改定記録が昭和21年9月まで記録されていること、また、申立人から提出された日記には、「22年1月一身上の都合に依り退職す」と記載されており、さらに、「22年1月D社に店務見習に行く」と記載されていることから、申立人は22年の1月ごろまでA社C工場に勤務していたことがうかがえる。

以上のことから、社会保険事務所（当時）における申立人に係る厚生年金保険記録の管理は十分に行われていなかったものと認められる。

なお、申立人のA社C工場における資格喪失日は、関係資料等から特定することはできないが、厚生年金保険被保険者期間を昭和21年12月までとすることから、同社の退職日を22年1月1日として、資格喪失日を同年1月2日とする。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている記録から、昭和19年10月から21年3月までは80円、同年4月から同年8月までは240円、同年9月から同年12月までは360円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成3年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年8月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与より引き下げられている。同社では取締役で勤務したものの、社会保険の届出事務には関与していなかったため調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年11月4日）より後の5年5月6日付けで、申立人の平成3年8月及び同年9月に係る標準報酬月額は、当初記録されていた53万円から50万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、元代表取締役及び元同僚は、「申立人は、営業本部長であり、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と供述している上、オンライン記録により、申立人は、減額訂正処理が行われた平成5年5月より前の4年11月に既に別の会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、平成3年8月及び同年9月に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成3年10月から4年7月までの期間については、オンライン記録によると、申立期間当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の高等級である53万円が申立人の標準報酬月額として記録されていることから、当該期間について標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

東京厚生年金 事案 10217

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年2月28日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年2月28日）より後の同年3月5日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初記録されていた59万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は取締役であったことが確認できるが、二人の元同僚は、「申立人は営業部長であり、社会保険関係の業務に関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年5月14日に、A社D支店における資格取得日に係る記録を30年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年5月から同年7月までは600円、同年8月は7,200円、30年8月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月14日から同年9月1日まで
② 昭和30年8月26日から同年9月5日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年5月14日に同社E支店から同社C支店に、30年8月26日に同社G支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における昭和23年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年5月から同年7月までは600円、同社C支店における同年9月の社会保険事務所の記録から、同年8月は7,200円、同社D支店における30年9月の社会保険事務所の記録から、同年8月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年6月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成9年4月分及び10年5月分の給与明細書において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、給与明細書の提出が無い平成9年5月から10年4月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額に変更が無いこと及び同僚の供述から、当該期間においても同様の業務に継続して従事し、勤務形態にも変更が無かったことがうかがえることなどから判断すると、当該期間についても9年4月及び10年5月の給与に見合う額と同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書等において確認できる保険料控除額から、平成9年4月から10年5月までの期間について22万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年12月から7年9月までは53万円、同年10月から9年9月までは47万円、同年10月及び同年11月は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から9年12月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成7年4月から同年9月までは53万円、同年10月から9年4月までは47万円と記録されていたところ、同年5月1日付けで、当該期間はいずれも30万円にさかのぼって減額訂正されており、申立人のほか同社の代表取締役及びその親族4人の標準報酬月額が、同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年12月31日の後の10年1月7日付けで、申立人の標準報酬月額は、4年12月から7年3月までは53万円、同年4月から9年11月までは30万円と記録されていたところ、当該期間はいずれも9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、「当時、当社は厚生年金保険料を滞納しており、その対応のため、社会保険事務所の職員と相談し、具体的な手続内容については記憶していないが、何か書類を提出した。」と供述している。

一方、申立期間のうち、平成9年10月及び同年11月に係る標準報酬月額に

については、オンライン記録によると、同年5月1日付けで訂正処理を行った後の最初の定時決定（平成9年10月1日）で30万円と記録されているところ、当該処理については、遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的関係が見当たらず、社会保険事務所の事務手続が不合理であったとは言えない。

また、当該期間において、申立人は47万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを申し立てているが、申立人は当該期間の給与明細書等を所持していない上、A社の事業主及び従業員から保険料控除について明確な供述は得ることはできず、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年12月から7年9月までは53万円、同年10月から9年9月までは47万円、同年10月及び同年11月は30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月19日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、申立期間に同社本社に継続して勤務し（昭和30年4月19日に同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の記録を散逸しているため不明であるとし、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年12月1日から36年2月22日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（35年12月1日）及び資格取得日（36年2月22日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月1日から36年2月22日まで
② 昭和63年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成6年7月21日から同年10月1日まで

兄が経営していたA社で勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②、そして、私が創業したC社で勤務した申立期間③の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和35年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失後、36年2月22日に同社において再度資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、申立人が当該期間において前後の期間と変わらずに大学の夜間部に通学しながら、A社で同様の業務に従事していた旨を供述している。

また、上記の複数の同僚は、いずれも当該期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年12月から36年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人のB社における雇用保険の加入記録では、離職日は、昭和63年3月30日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、B社から提出された当時の社会保険の加入及び離職に係る社会保険担当者が作成したノートには、申立人の同社における離職日は昭和63年3月30日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日もオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、C社に係る商業登記簿謄本では、申立人が当該期間に同社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人が、当該期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成6年10月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、C社での社員は申立人と妻の2人であったとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）等に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例法対象者（申立人）が、厚生年金保険適用事業所の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立人が当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、C社の代表取締役として、社会保険の手続は自ら行っていたとしていることから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当し、記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成5年8月16日、資格喪失日が6年5月14日とされ、当該期間のうち、同年4月14日から同年5月14日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年5月14日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月14日から同年5月14日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所は、年金事務所に訂正の届けを行ったが、年金額の計算の基礎とされていないので、年金額の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管している申立人の退職願により、申立人が同事業所に平成6年5月13日まで勤務していたことが認められる。

また、A社は、継続して勤務していた従業員の給与から保険料を控除していなかったことは考え難いとしていることから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月20

日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失日の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る6年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B統轄支店（現在は、C社D支店）における資格喪失日に係る記録を平成7年9月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月18日から同年9月18日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務し、平成7年9月18日にB統轄支店からE統轄支店に転勤しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社D支店が保管していた申立人に係る賃金台帳並びにF健康保険組合の申立人に係る健康保険資格証明書から、申立人がA社に継続して勤務し（平成7年9月18日に同社B統轄支店から同社E統轄支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年9月分の上記賃金台帳の保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は16万円、同年5月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年6月1日まで

A社(合併により現在はB社)で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社の親会社であるC社から提出された申立人に係る人事記録及び賃金台帳から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(平成18年6月1日にA社から関連会社のD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る賃金台帳の報酬額から、平成18年4月は16万円、同年5月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が平成18年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人の同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日、資格喪失日に係る記録を30年1月20日とし、申立期間の標準報酬月額を28年4月から同年8月までは4,000円、同年9月から29年12月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年1月20日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社において、電話交換機の設置工事担当者として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職後に勤務したB社に入社の際に提出した履歴書及びA社の従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していた同僚には、すべて厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数と厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、同社において、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に申立人とほぼ同年齢であった同僚の記録から、昭和28年4月から同年8月までは4,000円、同年9月から29年12月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得、定時決定及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年4月から29年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月から同年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から41年4月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月25日から41年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び申立人から提出された昭和40年7月及び同年12月の給料明細により、申立人が同社に同年2月25日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和40年7月の給料明細では4万2,000円、同年12月の給料明細では5万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが認められるが、A社は、年度途中で厚生年金保険料が変わっているのは定時決定によるものと思われると回答しており、「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記録、及び給料明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、同年2月から同年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から41年4月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月から41年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年12月5日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月5日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与統計表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与統計表」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
10247	女		昭和31年生		21万7,000円
10248	男		昭和25年生		45万5,000円
10249	女		昭和21年生		20万5,000円
10250	男		昭和40年生		35万円
10251	男		昭和52年生		23万円
10252	男		昭和44年生		38万円
10253	男		昭和42年生		31万円
10254	女		昭和23年生		24万5,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部における資格喪失日に係る記録及び同社B支部C支局における資格取得日に係る記録を昭和23年5月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年6月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の在職期間証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年5月1日に同社本部から同社B支部C支局に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年3月及び同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料

及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い。資格喪失日に関する何らかの間違いと思われる。私が同社を退職した日が記載された給与所得の源泉徴収票と退職した月の給与支払明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書並びに雇用保険の加入記録から、申立人がA社に昭和46年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年5月の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を平成8年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平成8年4月1日から16年9月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述及び事業所からの回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（平成8年6月1日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における平成8年4月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社本店に係る厚生年金保険の資格喪失日を平成8年5月31日と誤って届け出たとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を平成8年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平成8年4月1日から21年6月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述及び事業所からの回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（平成8年6月1日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における平成8年4月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社本店に係る厚生年金保険の資格喪失日を平成8年5月31日と誤って届け出たとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から39年12月11日まで

標準報酬月額等の記載のある通知が送付されてきた際に、申立期間の記載が無かったことから、社会保険事務所（当時）に確認すると、脱退手当金を支給済みであると言われた。私はその当時、脱退手当金という制度について詳しく知らず、また請求及び受給した記憶は無いので、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の直前に資格喪失している4年以上の加入記録のある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間後は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しており、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和22年8月26日から23年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、E社）本店における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和27年5月1日から28年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本店における申立人の資格取得日（昭和27年5月1日）及び資格喪失日（昭和28年2月21日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

さらに、申立人は、昭和29年1月4日から同年7月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年1月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年1月から同年4月までは8,000円とし、同年5月及び同年6月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和22年8月から23年1月まで、27年5月から28年1月まで及び29年1月から同年6月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月26日から23年2月1日まで
② 昭和27年5月1日から28年2月21日まで
③ 昭和29年1月4日から同年7月30日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から③までの加入記録が無い。申立期間も間違いなく継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、E社が保管する人事情報システムのデータ及び在籍証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和22年8月に、同社本店から同社C支店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店における厚生年金保険は、昭和23年2月1日から適用されていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の記録は、同社本店で継続すべきと考えられる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和22年7月の社会保険事務所の（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、E社が保管する人事情報システムのデータ及び在籍証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和27年4月に、同社本店からB出張員として同社B支店に異動し、28年2月に、同社同支店から同社本店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、E社本店の総務担当者は、「出張員については、当店で厚生年金保険の加入手続を行っていたことがあった。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者資格は、同社本店で継続すべきと考えられる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和27年4月及び28年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録、E社が保管する人事情報システムのデータ及び在籍証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和29年1月に、同社本店（勤務はD支店）から同社B支店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のE社本店における昭和28年12月の社会保険事務所の記録から、29年1月から同年4月までは8,000円に、同年7月の社会保険事務所の記録から、同年5月及び同年6月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、厚生年金保険料の控除を行っていたと考えられるが、社会保険事務所には保険料を納付していないと認めていることから、事業主が申立期間①については、昭和23年2月1日を資格取得日として、申立期間②については、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失日及び取

得日として、及び申立期間③については、29年7月30日を資格取得日としてそれぞれ届け出し、その結果、社会保険事務所は申立人に係る22年8月から23年1月まで、27年5月から28年1月まで及び29年1月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は43万円、同年12月15日は47万円、18年12月15日は48万円、19年7月15日は46万円、同年12月15日は51万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月15日
⑤ 平成19年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に記録の訂正届は提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料（賞与）支払明細書により、申立人は、各申立期間において同社から賞与の支払を受け、申立期間①は43万円、申立期間②は47万円、申立期間③は48万円、申立期間④は46万円、申立期間

⑤は 51 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は46万円、同年12月15日は47万円、18年12月15日は47万5,000円、19年7月15日は46万5,000円、同年12月15日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月15日
⑤ 平成19年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に記録の訂正届は提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料（賞与）支払明細書により、申立人は、各申立期間において同社から賞与の支払を受け、申立期間①は46万円、申立期間②は47万円、申立期間③は47万5,000円、申立期間④は46万5,000

円、申立期間⑤は 48 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年7月15日、同年12月15日及び18年12月15日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に記録の訂正届は提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料（賞与）支払明細書により、申立人は、各申立期間において同社から賞与の支払を受け、各申立期間にそれぞれ33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付し

ていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に記録の訂正届は提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料（賞与）支払明細書により、申立人は、各申立期間において同社から賞与の支払を受け、各申立期間にそれぞれ45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月15日は25万円、同年12月15日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月15日
② 平成19年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に記録の訂正届は提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料（賞与）支払明細書により、申立人は、各申立期間において同社から賞与の支払を受け、申立期間①は25万円、申立期間②は35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 19 年 7 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に記録の訂正届は提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料（賞与）支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、22 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成15年9月30日まで勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及び源泉徴収票における退職日の記録により、申立人がA社に平成15年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書の平成15年9月の報酬月額及び保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の当該期間に係る被保険者資格喪失日を平成15年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は申立人の被保険者資格喪失日を同年9月30日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和27年2月17日、資格喪失日に係る記録を同年5月26日とし、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年8月4日）及び資格取得日（同年9月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格取得日に係る記録を昭和27年12月10日、資格喪失日に係る記録を28年8月3日とし、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①から③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月17日から同年5月26日まで
② 昭和27年8月4日から同年9月1日まで
③ 昭和27年12月10日から28年8月3日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から③までの厚生年金保険の加入記録が無い。昭和27年2月17日にA社C工場に入社し、異動はあったが61年8月の退職まで継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社が提出した従業員台帳により、申立人が昭和27年2月17日から同社に勤務していたことが認

められる。

また、申立人は昭和 27 年 2 月 17 日に A 社 C 工場に入社したとしており、同社の複数の従業員も、「申立人が同社 C 工場に勤務していた。」と回答している。

さらに、A 社 C 工場で昭和 27 年 5 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の従業員は、同社 B 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同日以前に同社 B 営業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該従業員は、「同社 B 営業所に勤務したことはない。」と回答していることから、同社では、同社 C 工場が厚生年金保険の適用事業所になる同年 5 月 26 日までは、同社 C 工場の従業員を同社 B 営業所で厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

加えて、A 社は、「当社では、従業員を入社時から厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場における昭和 27 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の当該期間に係る被保険者資格取得届及び喪失届を提出したにもかかわらず社会保険事務所がこれを記録しなかったとは考え難いことから、事業主が申立人に係る被保険者資格取得届及び喪失届を提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 2 月から同年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び A 社が提出した従業員台帳により、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社 C 工場の従業員は、「申立人は正社員として継続して勤務し、申立期間②において、業務内容や雇用形態に変更は無かった。」と回答している。

さらに、A 社は、「当社では、従業員を入社時から厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場にお

ける昭和 27 年 7 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の当該期間に係る被保険者資格喪失届及び取得届を提出していないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の被保険者資格喪失届及び取得届を提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及びA社が提出した従業員台帳並びに同僚の「昭和 27 年 12 月に同社C工場が廃止されたので、全員、同社D工場に移った。」との供述から、申立人は、当該期間は同社D工場に勤務していたことが認められる。

さらに、A社は、「当社では、従業員を入社時から厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 27 年 11 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の被保険者資格取得届及び喪失届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録しなかったとは考え難いことから、事業主が申立人の被保険者資格取得届及び喪失届を提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 12 月から 28 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を平成17年7月20日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）及び18年7月15日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与金支給明細書及び賞与一覧表により、申立人は、平成17年7月20日及び18年7月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与金支給明細書における賞与額及び保険料控除額から、平成17年7月20日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、上記賞与一覧表及び賞与一覧表における賞与額並びに保険料控除額から、18年7月15日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10278	女		昭和26年生		平成17年7月20日	20万円
					平成18年7月15日	20万円
10279	女		昭和24年生		平成17年7月20日	20万円
					平成18年7月15日	20万円
10280	女		昭和21年生		平成17年7月20日	20万円
					平成18年7月15日	20万円
10281	男		昭和18年生		平成17年7月20日	20万円
					平成18年7月15日	20万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を平成18年4月7日は30万円、19年4月26日は94万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月7日
② 平成19年4月26日

厚生年金保険の記録では、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同事務所は、既に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年4月7日及び19年4月26日に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、平成18年4月7日は30万円、19年4月26日は94万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を95万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月26日

厚生年金保険の記録では、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事務所は、既に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成19年4月26日に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、95万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成18年4月7日は33万円、19年4月12日は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月7日
② 平成19年4月12日

厚生年金保険の記録では、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同事務所は、既に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年4月7日及び19年4月12日に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、平成18年4月7日は33万円、19年4月12日は34万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成18年4月7日は20万円、19年4月12日は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月7日
② 平成19年4月12日

厚生年金保険の記録では、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同事務所は、既に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年4月7日及び19年4月12日に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、平成18年4月7日は20万円、19年4月12日は21万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成18年4月7日は20万円、19年4月12日は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月7日
② 平成19年4月12日

厚生年金保険の記録では、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同事務所は、既に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年4月7日及び19年4月12日に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、平成18年4月7日は20万円、19年4月12日は21万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年8月1日、資格喪失日に係る記録を37年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、35年8月から36年7月までの期間は1万円、同年8月から37年7月までの期間は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月1日から37年8月20日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に正社員として勤務し、製造業務に従事していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の後に勤務したC社から提出のあった申立人に係る履歴書、申立人から提出のあった申立期間当時のA社の従業員を撮影した複数の集合写真、申立人が記憶していた同僚並びに同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時及びその後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の供述、申立人の同社における勤務状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社の当時の複数の従業員の供述、これらの従業員のうち1人から提出のあった、厚生年金保険の未加入期間があったことに対する補償金の支給事実（定年退職時）を確認できる「支払請求書」等から、少なくとも昭和34年4月から37年9月までの期間において、同社では、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していながら、相当期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させるなどの事務処理が行われていたことがうかがわれる。また、

上記被保険者名簿を見ると、その後同社において同年 10 月 15 日付けで約 200 人の従業員を厚生年金保険に加入させていることが確認でき、この中には、申立人を記憶していた同一職種の従業員が複数含まれていることが確認できる。これらのこと等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除及び厚生年金保険への加入について、これらの従業員と同様の扱いを受けていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の従業員の記録等から判断すると、昭和 35 年 8 月から 36 年 7 月までの期間は 1 万円、同年 8 月から 37 年 7 月までの期間は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 8 月から 37 年 7 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年10月1日から13年10月1日までの期間、15年4月1日から17年7月1日までの期間及び18年8月1日から19年4月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、10年10月から13年9月までの期間は28万円、15年4月は36万円、同年5月から17年6月までの期間は41万円、18年8月から19年3月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から19年4月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、平成10年10月から11年9月までの期間は12万6,000円、同年10月から12年9月までの期間は22万円、同年10月から13年9月までの期間は26

万円、同年10月から14年9月までの期間は30万円、同年10月から15年8月までの期間は32万円、同年9月から16年8月までの期間は34万円、同年9月から17年6月までの期間は36万円、同年7月から18年8月までの期間は41万円、同年9月から19年3月までの期間は44万円と記録されている。

- 3 申立期間のうち、平成12年4月、13年1月から同年9月までの期間、15年4月から17年6月までの期間及び18年8月から19年3月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記1を踏まえると、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成12年4月及び13年1月から同年9月までの期間は28万円、15年4月は36万円、同年5月から17年6月までの期間は41万円、18年8月から19年3月までの期間は50万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年10月から12年3月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間については、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書を保管していないものの、オンライン記録から申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から提出のあった給与明細書によれば、当該同僚は、10年10月の定時決定により標準報酬月額が減額された同年10月以降の期間においても、当該決定前の期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該同僚と同様に、同年10月の定時決定前の期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立人から提出のあった平成12年4月及び13年1月から15年3月までの期間に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（これは、当該給与明細書上の報酬月額に見合う標準報酬月額より常に低くなっている。）が、いずれも28万円で一致していることから判断すると、申立人は、10年10月から12年3月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間においても、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていること、上記給与明細書において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額及びオンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所

(当時) に対して届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、平成 13 年 10 月から 15 年 3 月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月收入（総支給額）を得ていたことは確認できるものの、当該給与明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録より低いことが確認できる。

このため、上記 1 を踏まえると、申立期間のうち、平成 13 年 10 月から 15 年 3 月までの期間については、報酬月額に基づく標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が低く、当該控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録より低いことから、特例法によるあっせんの対象にならないため、上記給与明細書に基づき記録訂正を行うことはできない。

- 5 申立期間のうち、平成 17 年 7 月から 18 年 7 月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月收入（総支給額）を得ていたことは確認できるものの、当該給与明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

このため、上記 1 を踏まえると、申立期間のうち、平成 17 年 7 月から 18 年 7 月までの期間については、報酬月額に基づく標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が低く、当該控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、上記給与明細書に基づき記録訂正を行うことはできない。

- 6 このほか、申立期間のうち、平成 13 年 10 月から 15 年 3 月までの期間及び 17 年 7 月から 18 年 7 月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 13 年 10 月から 15 年 3 月までの期間及び 17 年 7 月から 18 年 7 月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支社間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった在籍証明書（B社が作成）及び申立期間当時の従業員に係る社内資料並びにB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年10月1日に同社D支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に届出を誤った可能性を認めていることから、事業主が社会保険事務所に対して、昭和39年5月1日を申立人のA社C支社における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年10月から39年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社に正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る人事台帳及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が自分と同時期に入社した職員として記憶していた3人の同僚は、いずれも申立人と同様、「自分は昭和32年4月1日からA社に勤務していた。」旨供述している。

さらに、上記3人の同僚について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格取得日を見ると、いずれも昭和32年5月1日と記録されていることが確認でき、また、いずれも同年5月及び同年6月を含め厚生年金保険に加入していることが確認できる。このことについて、事業主は、申立期間当時の従業員の厚生年金保険等に係る資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなから、申立人についても、同時期に入社した他の同僚と同様に厚生年金保険を含む社会保険に加入させ、保険料を給与から控除していたのではないかとと思われる。」旨回答している。

これらのことから、申立人は、上記同僚と同様に、A社において昭和32年5月1日に厚生年金保険に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和32年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人の昭和32年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年5月1日までの期間については、上記人事台帳及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に勤務していたことは認められるものの、上記のとおり、申立人は、同時期に入社した職員として記憶していた上記3人の同僚と同様、同社に入社後の同年5月1日に厚生年金保険に加入したものと考えられる。

また、上記3人の同僚に照会したものの、いずれも当時の給与明細書等を保管していないため、昭和32年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年5月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年4月1日から同年6月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果38万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年7月28日及び19年7月13日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、18年7月28日は54万2,000円、19年7月13日は58万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から同年9月1日まで
② 平成19年7月13日

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間①のうちの平成18年7月28日及び申立期間②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同

事務所は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA事務所における標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年2月に、当該期間に係る標準報酬月額が38万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22万円）となっている。

しかしながら、申立期間①のうち、平成18年4月及び同年5月については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書の写しにより、申立人は、36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成18年4月及び同年5月の標準報酬月額については、上記給与明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当時の事務手続を誤ったとして、申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月に社会保険事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、上記給与明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①のうち、平成18年6月から同年8月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の申立人に係る訂正前の標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月収入（総支給額）を得ていたことは確認できるものの、当該給与明細書の写し上の厚生年金保険料控除額を基に

算定した標準報酬月額、オンライン記録上の申立人に係る訂正前の標準報酬月額の記録と一致している。

このため、上記1を踏まえると、申立期間①のうち、平成18年6月から同年8月までの期間については、報酬月額に基づく標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が低く、当該控除額に基づく標準報酬月額は訂正前のオンライン記録と一致していることから、上記給与明細書の写しに基づき記録訂正を行うことはできない。

このほか、申立期間①のうち、平成18年6月から同年8月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成18年6月から同年8月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間①のうちの平成18年7月28日及び申立期間②については、申立人から提出のあったこれらの期間に係る給与明細書の写し並びにA事務所から提出のあった給与に係る台帳及び厚生年金保険被保険者給与支払届の写しにより、申立人は、当該期間に同事務所から給与の支払を受け、申立期間①のうちの同年7月28日は54万2,000円、申立期間②は60万3,000円の標準給与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうちの平成18年7月28日及び申立期間②に係る標準給与額については、上記1を踏まえると、上記給与明細書等の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は給与額から、申立期間①のうちの同年7月28日は54万2,000円、申立期間②は58万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る給与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該給与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年7月28日は35万円、19年7月13日は39万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日
② 平成19年7月13日

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事務所は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事務所から提出のあった賞与に係る台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間①及び②に同事務所から賞与の支払を受け、申立期間①は35万円、申立期間②は40万8,000円の標準賞与額

に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は35万円、申立期間②は39万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和26年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月20日から27年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社及びその後継会社には、昭和22年の入社時から申立期間を含め通算40年間、継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人が昭和24年10月から申立期間を含め約10年間勤務していたと供述しているA社B支店は、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、26年6月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

しかしながら、A社B支店の支店長であったとして申立人が記憶していた上司は、同社同支店及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和26年6月20日に同社B支店における被保険者資格を喪失してから27年4月までの期間、同社本社において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

また、申立人が記憶していた同僚は、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間後の昭和27年6月に被保険者資格を取得して

いることが確認できるところ、当該同僚は、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から26年6月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できる3人の従業員（申立人を含む。）について、「自分が会社に入社した当時、みんな一緒にB支店で勤務していた。」旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和26年6月20日以降の被保険者記録は、同社本社において有することが相当であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和27年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録では、A社及びその後継会社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から4年2月29日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年6月から4年1月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年2月29日）より後の同年3月7日以降の異なる日付で、申立人を含む3名の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、同年3月16日に、申立期間の標準報酬月額が26万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月1日から同年12月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、平成4年3月から同年9月までの期間を28万円に、同年10月及び同年11月を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成5年10月1日から6年4月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、平成5年10月から6年1月までの期間を50万円に、同年2月及び同年3月を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成4年3月1日から同年12月31日まで
② 平成5年10月1日から6年4月30日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低くなっており、また、B社に勤務していた期間のうち申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年12月31日）より後の5年4月20日付けで、申立人を含む3名の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、それぞれ8万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このように標

準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年3月から同年9月までを28万円に、同年10月及び同年11月を30万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年1月までは50万円、同年2月及び同年3月は44万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年4月30日）より後の同年5月13日付けで、申立人を含む12名の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、それぞれ8万円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、B社の商業登記簿謄本では、当該標準報酬月額が減額処理された当時、申立人は取締役であったことが確認できるところ、同社の従業員は「申立人は、産廃処分場の開発を担当しており、社会保険の手続には関与していなかった。」と回答していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このように標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年10月から6年1月までを50万円に、同年2月及び同年3月を44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職証明書から、申立人は、同社に平成19年6月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された平成19年7月分の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社は、保険料控除について翌月控除であった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料が無いため、不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を平成19年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年2月1日から11年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、8年2月から9年9月までの標準報酬月額を41万円に、同年10月から11年9月までの標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から11年10月1日まで
② 平成13年11月1日から15年10月10日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた保険料に基づくものとなっておらず、また、勤務していた期間に報酬月額が下がったこともなかった。給与明細書を添付するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、A社に係る申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成8年2月から9年9月までは41万円、同年10月から11年3月までは44万円と記録されていたところ、10年3月6日付けで、8年2月にさかのぼって9万2,000円に減額訂正処理され、さらに、11年4月5日付けで、10年10月にさかのぼって9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、標準報酬月額を二度にわたりさかのぼって減額訂正処理されている者が12人、平成11年4月5日付けで10年10月にさかのぼって減額訂正処理されている者が5人確認できる。

しかしながら、申立人及び申立人の同僚から提出された給与明細書から、平成8年2月から9年9月までは訂正前の41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、また、同年10月から11年9月までは訂正前の44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、それぞれ控除されていたことが認められる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社において総務・社会保険関係事務を

担当していた。同社は社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所に相談したところ、同事務所から、厚生年金保険の標準報酬月額を減額訂正処理することで滞納を減らす方法があるという助言を受けて、事業主の指示により当該事務を行った。」と供述しているものの、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本から役員ではなかったことが確認でき、当時の同社の役員は、「申立人は、事務員として社会保険事務を担当していたが、A社において同事務の決定権限は無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成10年3月6日付け及び11年4月5日付けでさかのぼって行われた減額訂正処理は事実上即したものと考えるが、申立期間①に係る標準報酬月額をさかのぼって減額訂正処理する合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た8年2月から9年9月までは41万円、同年10月から11年9月までは44万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る給与明細書から、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は44万円であることが確認できるが、平成13年11月に申立人の標準報酬月額が24万円に減額改定された後の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが認められ、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正処理された形跡は見当たらない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、報酬額に基づく標準報酬月額よりも低く、それはオンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にならないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社に昭和57年8月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和57年8月分の給料支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社は保険料の控除について当月控除であった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年8月分の給料支払明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から59年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、店舗運営部長として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間前後の期間に係る標準報酬月額の記録の推移及び当時の複数の従業員の申立期間を含む前後の期間に係る標準報酬月額の記録の推移を確認したところ、申立人の標準報酬月額のみが昭和57年10月1日に32万円から30万円に減額され、59年10月1日に32万円に増額されており、不自然であることが確認できる。

また、A社の当時の代表者は、「当時、申立人は、固定給部分のみ支給される者であり、賃金体系が継続して変わらない管理職の立場であった。」、「申立人は、まじめで非常に信頼がおけたので、会社の幹部として待遇面でも他の従業員より優遇していた。」、「実際の給与月額に対応した標準報酬月額を届け出て、それに見合った保険料を控除した。」旨供述している上、当時の複数の従業員は、「当時、経営は順調であり、会社が従業員の給与を下げることはなかった。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 57 年 9 月のオンライン記録及び当時の複数の従業員の当該期間を含む前後の期間に係る標準報酬月額の記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は関係資料を保管しておらず不明としているが、申立人が主張する標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたって一致しないことから、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和46年7月から48年8月31日まで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和48年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人から提出のあった昭和48年8月の給料明細書から、6万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、報酬月額に見合う標準報酬月額が4万8,000円であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年8月の給与明細書の報酬月額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から同年7月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役であったが、店頭での顧客対応を担当しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年7月31日の後の同年8月3日付けで、同年3月から同年6月までについて、36万円が9万8,000円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた当時、取締役であったことが確認できるが、当時の代表者及び同僚は、「申立人は、店頭での顧客対応を担当しており、厚生年金保険関係事務や経理には全く関与していなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

なお、社会保険料滞納処分票から、平成13年7月当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成13年3月から同年6月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月26日から同年8月26日まで
A社に申立期間についても継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社発行の給与明細書、A社が保管している源泉徴収票、在職証明書等から、申立人は、同社に平成10年7月26日から継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人が提出した平成10年8月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、A社は、保険料控除について翌月控除方式であった旨回答していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年8月分の給与明細書から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成10年8月26日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和26年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、従業員の供述及び「発令履歴情報」に基づくB社総務部長の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年11月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の定時決定の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から46年3月まで
私の婚姻前の国民年金は、父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳は、自身が加入手続をした際に交付された1冊のみで、父親から年金手帳を渡された記憶は無いと説明していること、申立期間について当時同居していた兄及び弟も保険料が未納であることなど申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年9月時点では、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付により納付する以外ないが、申立人は、特例納付をした記憶は無いと説明しており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から9年3月まで

私は、20歳の時に母が国民年金の加入手続をして、学生に係る保険料免除を受けたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、保険料の免除を継続する場合には、毎年度、免除申請を行うことが必要であるが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請をしたとする申立人の母親は、免除申請手続について最初の1回のみ免除申請手続を行ったと思うと説明しているなど、記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が所持する年金手帳の記号番号については、自身が平成9年8月18日に厚生年金の資格取得をした際に基礎年金番号が付番されたと考えられ、当該時点では、制度上、さかのぼって免除申請することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 62 年 9 月まで
私が 20 歳のころに、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年 12 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には「平成」の印字も認められ、申立人の母親は当該年金手帳以外の年金手帳を管理していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7784 (事案 893 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 54 年 9 月まで
私は、国民年金の加入手続を行った後、最初にまとまった金額の国民年金保険料を納付し、その後は、銀行又は郵便局で定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらず、さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 12 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、加入当初の昭和 51 年 5 月にまとまった額の保険料を納付したと主張しているが、申立期間前の期間は厚生年金保険加入期間であり、まとまった額の保険料を納付しなければならない理由はなく、その主張は、上記の払出時点で過年度納付した状況に合致しており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その内容は申立期間の保険料納付をうかがわせるものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 63 年 6 月まで
私は、母から私が 20 歳になった時から国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、申立人が当時勤務していた美容室の給与から保険料が天引きされていたかもしれないと説明しているが、申立期間当初の数年間勤務していた美容室では、給与からの保険料天引きは行っていなかったとしているなど、保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年 12 月ごろに払い出されたことが確認できること、当該払出日時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、オンライン記録では、平成 2 年 8 月 13 日に過年度保険料の納付書が作成されており、当該日付け及び時効期間からみて、当該納付書は申立期間後の 63 年 7 月分の保険料に係るものと推察され、当該納付書を受け取った時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7790

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 54 年 2 月まで

私は、会社を辞めた昭和 50 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続をした場所及び申立期間の保険料納付額の記憶が曖昧であり、申立人が、申立期間のうち昭和 50 年 10 月から 52 年春ころまでの期間において保険料を納付していたと説明する区については、戸籍の附票及び住民票に記載されている区と相違しているため、説明する区において当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立期間直後の昭和 54 年 3 月に国民年金に任意加入した旨が記載されており、婚姻した 50 年 12 月から 54 年 2 月までの期間は任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間のうち昭和 50 年 1 月から同年 9 月までの期間については、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された 54 年 4 月は第 3 回特例納付実施期間であったものの、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から51年3月まで
私の母か伯父は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び伯父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親及び伯父から当時の状況を聴取できないため、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年5月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では申立期間の保険料の過半は時効により納付することができない上、申立人が所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日 昭和48年9月30日」と記載されており、申立期間のうち44年11月から48年8月までの期間は、国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親及び伯父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 40 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 5 月まで

私は、自宅又は区役所支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当時に居住していた区では、昭和 46 年 9 月以前は購入した印紙を国民年金手帳に貼付し検認印を受ける印紙検認方式により保険料の納付が行われていたが、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄には申立期間について検認印が無く、申立人は昭和 38 年度及び 39 年度の検認台紙部分は切り離され、切り離された部分に割印が押されていることをもって、申立期間の保険料が納付されていたと主張しているが、年金手帳の検認台紙は、納付の有無にかかわらず切り離すものである。印紙による納付ができなくなった時点では割印を押して切り離すこととされており、切り離したこと自体は保険料の納付を確認できる資料とはならない。

さらに、申立人の手帳の印紙検認記録欄には「台紙切り取り 40 年 8 月 26 日」と記載されており、これは申立人が昭和 40 年 6 月に厚生年金保険に加入したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失したことにより、同年 8 月に押印して切り離されたものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7794

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 2 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった時に、私の国民年金の加入手続を行い、私が平成 2 年 4 月に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付を母親が行ったと主張しているが、母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月までの期間及び 52 年 2 月から 55 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 52 年 2 月から 55 年 2 月まで

私は、昭和 55 年 3 月に区役所で国民年金の加入手続をしたが、別の区の社会保険事務所（当時）に行くように言われ、その社会保険事務所で年金手帳を受け取った。手帳には記号番号の取消しの記載がある。申立期間の国民年金保険料は、妻が納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻は、「当時のことはよく憶^{おぼ}えていない。」とし、妻から当時の納付状況等を聴取することを申立人が希望しないため、保険料の納付方法、納付頻度、納付場所、納付金額等の当時の納付状況が確認できない。

また、申立人は、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 3 月に国民年金の加入手続を行ったと説明しており、オンライン記録でも 55 年 3 月 12 日に任意加入していることが確認でき、申立人及びその妻は、加入時において、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 52 年 9 月まで

私は、昭和 36 年に見本市の臨時職員として採用された際、職員から厚生年金保険に加入することができないため、国民年金に加入するよういわれ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額、納付場所の記憶が曖昧であるほか、申立人が申立期間当時に居住していた区では、昭和 45 年 6 月以前は、印紙検認方式により保険料の納付が行われていたが、申立人は印紙検認による保険料の納付の記憶は無く、加入当初から納付書により保険料を納付していたと説明している。

また、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 10 月に払い出され、当該手帳の資格記録欄に「任意資格取得 昭和 52 年 10 月 22 日」と記載されていることから、申立人は 52 年 10 月 22 日に国民年金に任意加入し、申立期間は国民年金に未加入の期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する上記の年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無く、昭和 36 年に行ったとする国民年金の加入手続時に年金手帳を受領した記憶も無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から58年9月まで

私が20歳になる前々日に母が私に「明日、市役所に行き年金の加入手続をしてくるからね。」と言っていたことを記憶している。私が20歳になった前日に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年11月時点からは、申立期間直後の58年10月から60年3月までの保険料がさかのぼって納付されているものの、申立期間は、当該払出日では時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から6年1月まで

私は、平成5年2月に婚姻届を出して間もなく国民年金の加入手続きをした際、市の職員に過去2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付できると教えられたので、2回に分けてそのとおりに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年2月に婚姻届を出して間もなく国民年金の加入手続きを行い、過去2年分の保険料を2回に分けて納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成8年3月に払い出されていること、また、オンライン記録によると、同年3月及び4月に2回に分けて、申立期間直後の6年2月から8年3月までの26か月分の保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該手帳記号番号払出時点では、平成6年1月以前の申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 48 年 4 月まで

私は、昭和 47 年 7 月に会社を退職した直後に、父に国民年金の加入手続をしてもらい、48 年 5 月に婚姻して国民年金被保険者資格を喪失するまで、国民年金保険料は私が負担して、父に納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入、喪失手続及び保険料の納付を行ったとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付頻度等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 6 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、国民年金に加入して、国民年金保険料を数年間分さかのぼって分割で納付するとともに、その後は毎月の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及びさかのぼって納付した期間の記憶が曖昧である上、申立人は受給資格期間 25 年間（300 月）の説明を受けてさかのぼって納付したと説明しており、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 47 年時点から 45 年 4 月までさかのぼって保険料を納付した結果、60 歳までの納付可能期間が 303 月となり、受給資格期間を満たしていることが確認できる。

また、その後に納付していたと説明する保険料の金額は、申立期間当時の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から8年8月まで

私は、平成3年12月に会社を退職し、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所及び金融機関で納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続、納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されている年金手帳には、国民年金被保険者となった日が平成10年1月31日と記載されており、当該時点では申立期間は未加入期間であり、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から60年1月まで

私は、昭和52年9月に就職したが、就職した会社は社会保険未適用事業所だったため、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を区役所で行い、国民年金保険料は郵便局で納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続、納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成9年時点では、申立期間は未加入期間であり、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7806（事案 2930 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 54 年 6 月まで

私は、昭和 46 年に会社を退社して自営業を始めた。その 2 年か 3 年後の結婚前のころ、区役所出張所で国民年金の加入手続をし、そのころ何年分かの国民年金保険料をさかのぼって納付したと記憶している。新たな資料はないが、申立期間の保険料は納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので改めて審議をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入手続及び保険料の納付時期、納付金額等の納付手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 9 月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、この申立期間については、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人からは、新たな関連資料、参考情報等の提出は無く、申立人は、現在所持する年金手帳以外に、別の年金手帳を受領、所持した記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7807

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 52 年 2 月まで

私の国民年金は、私が 20 歳になった時に母が加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親も、当時の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳により、申立人は大学在籍時の昭和 52 年 3 月ごろ任意加入していることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない上、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 43 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、姉が行ってくれ、申立期間の国民年金保険料は、役所から来る集金人を通じて私が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の国民年金保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間中に 2 回転居しているが、申立人の所持する昭和 36 年 4 月に発行された国民年金手帳には当該住所変更が記載されていない上、申立人は国民年金の住所変更手続きに関する記憶が曖昧である。

さらに、当該手帳の昭和 36 年度から 40 年度までの期間の印紙検認台紙には、申立期間当初の昭和 37 年 1 月以降の検認印が無く、申立人は、集金人以外の納付方法で保険料を納付したことは無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人には、昭和 43 年 3 月に新たな国民年金手帳の記号番号が払い出されており、特殊台帳では当該手帳記号番号での被保険者資格の取得日は 43 年 4 月 1 日とされていること、オンライン記録から平成 21 年 4 月に新旧の手帳記号番号が統合され、資格取得日が 43 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日に変更されていることから、当該手帳記号番号では、申立期間の保険料を納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 57 年 9 月まで

私は、結婚を機に国民年金に加入した。加入手続時に区役所職員から、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できるという説明を受け、未納期間の保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻を機に国民年金に加入し、加入手続前の未納とされた期間の保険料をまとめて納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻した昭和 59 年 6 月に払い出され、57 年 4 月までさかのぼって保険料を過年度納付していることが確認できるが、当該過年度納付した期間のうち、申立期間の一部である昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの保険料については、時効期間経過後納付の理由により、60 年 3 月 29 日に充当・還付決議され、58 年 1 月から同年 5 月までの保険料として充当され、差額が還付されていること（当該充当処理された 58 年 4 月及び同年 5 月分の保険料は、重複納付の理由により、60 年 4 月 12 日に還付決議され、還付されている。）が確認できる。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 59 年 6 月時点では、特例納付制度は既に終了しており、資格取得日の 45 年 2 月までさかのぼって保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳の他に手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかが

わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から54年3月まで

私の母は、私が20歳の時に、国民年金の加入手続をして、保険料を納付してくれていたはずである。弟が20歳の時、数か月間は、母が弟の保険料を納付しており、私の保険料も納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の弟の20歳のころからの数か月の保険料を母親が納付していたとする申立人の弟も当時の保険料が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和54年4月に払い出されており、当該払出時点は、第3回特例納付実施期間であったものの申立人は特例納付やさかのぼって納付をした記憶がなく、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7811

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 1 月まで
私の父は、私が結婚するまで私の支払い関係をすべて行ってくれていた
ので、国民年金保険料も納付してくれていたはずである。申立期間の保険
料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月

私は、平成元年6月末日に勤務していた会社を退職後、次の会社に勤務する元年7月10日までの間に、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年8月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は厚生年金保険加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている年金手帳のほかに厚生年金保険の記号番号が記載された手帳を1冊所持しているが、この手帳には国民年金番号の記載が無く、申立人は、当該2冊の年金手帳以外に手帳を所持したことは無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間の末日は厚生年金保険加入期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付した場合、還付処理がなされるが、その記録は無く、申立人も還付を受けた記憶が無いと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7813

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年12月まで
私の父は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が20歳になった昭和48年に父親が国民年金の加入手続きを行ってくれ、加入後の保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和52年7月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 55 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 44 年に母親が国民年金の加入手続を行ってくれ、加入後の保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 55 年 7 月に払い出されている。

さらに、申立人は、母親から保険料をさかのぼって納付した話は聞いていないと説明していること、現在所持する上記の手帳記号番号払出時に交付された手帳以外の手帳を所持した記憶が無いと説明していることなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金は、申立期間当時に住み込みで勤務していた会社が加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれていた。また、婚姻後に独立してからは元妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた事業所及び申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時、申立人が勤務していたとする事業所のうち 1 社の関係者は所在が不明であり、もう 1 社の関係者は当時の状況が不明と説明している上、元妻からは当時の状況を聴取することが困難であるため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、事業所のうち後者は、申立期間前の昭和 28 年 10 月から厚生年金保険適用事業所となっており、当該事業所で保有している 37 年 6 月 30 日の受付印が押された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、37 年 6 月 10 日に入社した申立人の氏名等が二重線で抹消され、被保険者番号の記載も無いことから、申立人は厚生年金保険に加入しなかったものと考えられるものの、厚生年金保険適用事業所が申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとする説明は不自然である。

さらに、申立期間当時に申立人と一緒に当該事業所に勤めていた元妻は、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立人は婚姻後は元妻が申立期間の夫婦二人分の保険料を納付していたと説明するが、元

妻も申立期間の保険料が未納であるなど、申立人が勤務していた事業所及び元妻が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7816

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 61 年 4 月まで

私は、昭和 57 年に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金に関して、初めて被保険者となった日として「平成 6 年 1 月 1 日」の記載があることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7817

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に加入して以来、国民年金保険料をすべて納付してきた。途中で資格喪失する理由は無く、資格喪失の手続をした記憶も無いのに、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、昭和48年4月1日に国民年金の強制加入から任意加入に被保険者資格の種別変更手続を行った後、申立期間直前の57年6月30日に任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できるため、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、大学在学中の私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする母親から加入手続及び納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として「昭和 64 年 1 月 1 日」の記載があるため、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月及び 53 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月
② 昭和 53 年 6 月から同年 9 月まで

私は、これまでいくつかの会社に勤めてきたが、退職する都度、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 7 年 2 月ころに払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも「初めて被保険者となった日平成 7 年 2 月 16 日」との記載があること、申立期間は 9 年 5 月の記録追加により国民年金加入期間とされたものであり、申立期間当時は未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、当該年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年1月まで

私は、昭和42年に市役所出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和47年2月に任意加入したことにより払い出されており、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年6月までの期間、2年11月から3年1月までの期間及び7年9月から8年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から2年6月まで
② 平成2年11月から3年1月まで
③ 平成7年9月から8年8月まで

私は、会社を辞めたときには、その都度、区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、いずれの申立期間についても、保険料の納付方法及び金額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間それぞれの直前に勤めていた会社を退職した都度、区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人が申立期間当時から居住している区では、申立人の国民健康保険の加入履歴は無いとしていること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年9月に払い出されているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人は、63年1月5日に厚生年金保険に加入したことにより、同日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から同年10月まで

私は、平成4年6月に会社を退職後、しばらくして国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は1か月ごとの納付書により郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を1か月分ずつ納付したとしているが、オンライン記録から、申立期間の保険料の過年度納付書が申立期間の最初の月の時効期間経過直前の平成6年6月に作成されていることが確認でき、申立人は、当該納付書を受け取って納付した記憶は無いとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7831 (事案 288 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 42 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 42 年 5 月まで

私は、昭和 37 年 12 月に国民年金の資格を取得し、母親に依頼して集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してきた。その後、3 回督促状を受け取った記憶があり、44 年ころに私の国民年金手帳に印又は切手が付いていたことをはっきり憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 47 年 10 月ごろであり、社会保険事務所（当時）の払出簿を入念に調査したが、それ以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから申立期間の保険料を納付した事情はうかがえない、また、申立人は、国民年金保険料は 1 年分納付すると 1 か月分の割引があったと述べているが、そのような割引制度があった事実はない、さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、前回の申立て以降に思い出した内容として、3 回督促状を受け取り、各々それまでの未納期間の保険料額が記載され 1 回目は数万円、2 回目は不明、3 回目は十数万円だったとしており、督促状を受け取ったと言うことは、すでに国民年金に加入していたはずであると主張しているが、督促状を受け取った時期、その形状、色、大きさ及び申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧であり、この受け取ったとする督促状の記憶だけを

もって申立期間の保険料を納付していたとは認められない。

また、申立人は、昭和 44 年ごろに所持していた自身の国民年金手帳に印又は切手が付いているのを見たことがあると主張しているが、年金手帳についても申立期間の保険料の納付期間を特定できるものではないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 46 年 7 月まで

私は、母親から婚姻後も国民年金保険料の納付を続けて行くように言われていた。昭和 41 年 5 月ごろに転居した際の私の国民年金の再加入手続は夫が行い、加入後は私が保険料を区役所で納付し、年金手帳又は紙に青色の印を押してもらっていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額、納付方法及び納付回数に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 38 年 3 月及び 47 年 8 月に発行された 2 冊の国民年金手帳を所持しており、いずれの手帳とも国民年金の資格喪失が 38 年 10 月 10 日、資格取得が 47 年 8 月 23 日と記載され、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月、37年2月及び同年3月、38年2月から41年10月までの期間、41年12月から43年8月までの期間及び44年1月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月
② 昭和37年2月及び同年3月
③ 昭和38年2月から41年10月まで
④ 昭和41年12月から43年8月まで
⑤ 昭和44年1月から46年3月まで

私は、昭和36年10月ころに母に勧められたことをきっかけに、市役所で国民年金に加入し、加入後は国民年金保険料を郵便局又は銀行で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧であり、申立期間①、②、③、④及び⑤のうち昭和45年6月までの期間については、申立人が当時居住していた区では、現年度分の保険料の納付は購入した印紙を国民年金手帳に貼付し検認印を受ける印紙検認方式であったが、申立人は納付書により郵便局又は銀行で保険料を納付したと説明しており、印紙検認により保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出され、国民年金手帳が発行された昭和46年6月時点は、第1回特例納付の実施期間であったが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、申立人は、前記の46年

6月に発行された手帳の前に別の手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで
年金受給の手続をする時に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和51年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、任意加入期間ではあるものの、昭和61年4月まで国民年金に加入していないことから、必ずしも年金に対する意識が高かったとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
平成 9 年 2 月に、年金受給の手続をした時に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 37 年 10 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 26 日から 33 年 3 月 15 日まで
② 昭和 35 年 7 月 21 日から 38 年 8 月 21 日まで
平成 19 年に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 8 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 9 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 6 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の上記健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 11 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月4日から31年9月1日まで
年金記録の通知が2回目に届いた時に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年9月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和41年10月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月21日から同年10月20日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の6か月間は勤務し、失業保険に加入していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てしているところ、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表者の所在が確認できないほか、申立人が記憶している同僚に、申立人の勤務状況等について照会したが、確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚は、「昭和26年の年末ごろから製造品目の一部が製造できなくなり、27年にかけて事業の規模縮小を余儀なくされた経営状況の中で、同年の夏ごろまで勤務し、給料をもらっていた。」と供述しているが、当該同僚の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、当該同僚と一緒に勤務していたとする従業員の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録も無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が昭和26年11月30日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなり、事業所を移転した先で同日に適用事業所となっていることが確認できるが、段階的に被保険者資格の喪失手続を行っていたことがうかがえ、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が上記同僚を含め多数いることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間を含め、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から26年4月1日まで
② 昭和30年4月から33年まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB店に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両事業所に勤務していたことは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に正社員として入社し、菓子製造の勤務をしていたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年4月1日であることから、申立期間①は、同社が厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間である。

また、事業主及び申立人が自分よりも早くA社に入社したと記憶する同僚を含むすべての従業員が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年4月1日以降に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和28年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であること及び同名簿において所在の判明した従業員がいないことから、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、B店に外交員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B店は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない。

また、B店の商業登記簿は、同店の所在地を管轄する法務局において、保存期限経過のため、確認できない上、申立人によると、同店は昭和33年夏ごろ倒産し、事業主の所在も不明であるとしていることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録では、B店の事業主及び申立人が記憶している経理事務担当者について、申立期間における厚生年金保険被保険者としての加入記録が確認できない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 5 月まで
② 昭和 58 年 6 月から 61 年ごろまで
③ 平成 4 年ごろから 8 年ごろまで
④ 平成 8 年ごろから 10 年ごろまで
⑤ 平成 10 年ごろから 14 年ごろまで

A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間①、C 社に勤務していた申立期間②、D 社に勤務していた申立期間③、E 社に勤務していた申立期間④及び F 社に勤務していた申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成元年 4 月 1 日であり、当該期間は同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、A 社の総務担当者は、厚生年金保険の適用事業所になる前は、従業員においてそれぞれ国民年金に加入していたと供述しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年 4 月 1 日以降被保険者資格のある従業員 7 名について、オンライン記録により、全員が入社月から同社が適用事業所となった同月まで国民年金の加入記録が確認できる。

さらに、A 社の総務担当者は、「申立人に係る資料は無く、当時の事業主は申立人を記憶していない。」と供述している上、申立人は、同社における上司、同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間に C 社に勤務していたと主張して

いる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成4年9月1日であり、申立期間②は同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたC社の関連事業所であるG社及びH社の事業所別被保険者名簿において申立人の加入記録は無く、同名簿により、申立期間②に加入記録があり、所在の判明した11名に照会した結果、回答のあった2名とも申立人を知らないと供述している。

さらに、C社の商業登記簿謄本によると、同社は、平成15年4月に破産しており、事業主は既に死亡していること及び申立人は、同社における上司、同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間②において、国民年金に加入し、保険料については、納付済みとなっている記録が確認できる。

申立期間③について、オンライン記録によると、D社は平成5年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間の一部は、同社が適用事業所ではなくなった後の期間であることが確認できる。

また、D社の当時の経理担当者及び従業員によると、申立人は同社に在籍していたが、申立期間③には、既に勤務していなかったと供述している。

さらに、D社の商業登記簿謄本によると、同社は、平成14年12月に解散しており、事業主の所在が不明であること及び申立人は同社における上司、同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③において、国民年金保険料を納付しており、申立人の居住するI市の国民健康保険の担当者の供述によると、申立人は、申立期間③において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間④について、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、申立人が当該期間に勤務していたとするE社は、類似名称も含め厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局においても、同社の商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、申立期間④当時のE社における事業主、上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に、申立人の申立期間④における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は明確な記憶が無いと供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間④において、国民年金の納付及び申請免除を受けている記録が確認でき、申立人の居住するI市の国民

健康保険の担当者の供述によると、申立人は、申立期間④において、申立人が居住する I 市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、当該期間に F 社に勤務していたと主張しているところ、同社の商業登記簿謄本から、同社は、平成 7 年 7 月及び 10 年 5 月に社名変更しており、事業内容も、それまでの芸能関係から清掃、自動車運転請負業務等に変更していることが確認できる。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、F 社は、類似名称も含め厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、申立期間⑤当時の F 社の事業主は所在が不明であり、申立人も同社における上司、同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑤において、国民年金保険料を納付し、又は申請免除を受けている記録が確認でき、申立人の居住する I 市の国民健康保険の担当者の供述によると、申立人は、申立期間⑤において、申立人が居住する I 市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほかに、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年ごろまで
米駐留軍の事業所であるA事業所に事務職員として勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、申立期間中、勤務をしていたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

そこで、駐留軍関係の資料を管理しているB省C局及びD機構に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務記録は保存されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

また、申立人は同僚の名前を数人記憶していたが、オンライン記録から当該同僚の住所を確認することができず、当該同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月ごろから22年1月ごろまで
② 昭和22年2月ごろから24年11月ごろまで

A社に勤務した申立期間①及びB大学事務局に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当該事業所を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できなかった。

さらに、関係企業団体等に照会したがA社の所在地は判明せず、また、申立人は、代表者の苗字しか覚えておらず、当該代表者の住所を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

申立期間②については、申立人及びB大学の社会保険担当者の供述から、時期は特定できないが、申立人は、同大学C事務局に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B大学C事務局は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、同大学の社会保険担当者は、「新法律により新たに大学認可設置のため短期間、設置された事務所の職員については、厚生年金保険に加入していた可能性は無いと思われる。」と供述している。

さらに、申立人が唯一記憶する同僚については、住所が特定できないため、当該同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月13日から35年2月29日まで

A社B営業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述により、勤務した期間までは特定できないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の総務担当者は、「申立人はA社の社員ではなかった。申立人は職人として請負で働いた人ではないか。申立人については厚生年金保険被保険者資格取得・喪失の届出を行っておらず、申立人に係る厚生年金保険料も社会保険事務所（当時）に納付していない。」旨回答している。

そこで、申立人が記憶している申立期間当時の同僚2人に照会したところ、「申立人は日給月給の職人ではなかったかと思う。そのため年金に加入しないかわりに、自分たちの給与よりも50%増しの給与をもらっていたと思う。」「申立人と自分とは公共職業安定所の求人に応募して現場で仕事をした日雇なので、仕事をしたその日に日当の支払があった。その者たちの中から誰を厚生年金に入れるかは私には分からない。私は、昭和30年ごろから勤め始めたが、厚生年金保険加入記録は31年12月1日からであった。」旨それぞれ供述している。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 34 年 12 月まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、申立期間中、勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、平成 22 年 2 月*日に、破産開始手続きを開始しているため、同社の破産管財人に対し照会を行ったところ、同管財人は、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が入社したとする昭和 33 年 9 月前後に資格取得している従業員のうち、連絡先が判明した従業員 55 名に照会したところ、28 名から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 6 月まで

厚生年金保険の加入記録によると、A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、当時の資料を保管していないことから、申立人の保険料控除について確認できない。

また、申立人が自身よりも後に退職したとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 60 年 12 月 29 日になっており、このことから、申立人が退職したのは、上記同僚の資格喪失日より前である可能性が高い。

さらに、A社の事業主は、「申立期間当時、社員として採用する場合は、3か月の試用期間を設け、勤務の継続性を確認してから、厚生年金保険に加入させていた。試用期間中に給与から保険料を控除することはない。」と回答している。

加えて、当時のA社における総務責任者は、「社員であれば面接時に3か月の試用期間があり、社会保険には試用期間終了後に加入することを伝えている。加入前に給与から保険料を控除することはない。」と供述している。

また、A社において、申立期間に被保険者記録がある従業員で、連絡先が判明した9人のうち、回答のあった3人については、事務職で入社した1人は、入社日と厚生年金保険の加入は同日であるが、申立人と同じ現場勤務の2人は、厚生年金保険の加入が入社日から3か月から5か月遅れていることが確認で

きる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から36年5月16日まで

厚生年金保険の加入記録によると、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無く、当該事業所の代表者及び役員を確認することができない。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚1名の氏名を記憶しているが、両名の連絡先は不明であり、これらの者から、当該事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月28日から25年2月1日まで
終戦直後に米駐留軍に接收されていた駐留軍施設のA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社発行の証明書があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が発行した証明書では、申立人が昭和22年7月28日に同社に入社し、26年3月16日に退職した記録が記載されていることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、駐留軍施設の記録管理業務を引き継いだB局の担当者は、「当時の駐留軍施設の雇用形態には国の雇用と事業所直接雇用があり、申立人については国の雇用者リストに見当たらず、事業所による証明があることから事業所に直接雇用されていたと思われる。」と回答している。そのことについて、A社の当時の人事課長は、「当社が発行している証明書であれば、当社が直接雇用していたと考えられる。」と供述していることから、申立人は同社に直接雇用されていたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年11月1日であることが確認できるが、同日から25年2月1日までの間に同社において被保険者資格を取得した者の記録は見当たらず、申立人と同じ同年2月1日に初めて被保険者資格を取得した者が多数確認できる。

このことについて、上記の人事課長は、当時、従業員の資格取得の届出が遅れた旨を供述している。

さらに、上記被保険者名簿に記載のある複数の同僚は、昭和25年2月1日

以降の資格取得であり、当時の保険料控除について記憶しておらず、申立期間の保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10236 (事案 2092 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から40年1月7日まで

A事務所に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、当時の被保険者4人のうち申立人を含む3人が申立人と同時期に被保険者資格を喪失していること及び健康保険証の使用については、その医療機関が既に廃業しており、確認できないことなどの理由で、記録訂正できないと回答があった。

しかし、当時の妻が、新たに申立期間当時、二女を出産した病院名及び当時のA事務所の顧問先の電話番号を提供するので、再度調査をして厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事務所は既に解散し、事業主も死亡しているため、同事務所及び事業主に厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について確認することができず、申立期間当時の被保険者4名のうち、申立人を含む3名が同時期に被保険者資格を喪失していること及び健康保険証を使用したとする医療機関では、健康保険証の使用について確認できないこと等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、当時の妻が昭和38年*月に二女を出産した時に健康保険証を使用したとする病院名と、A事務所の当時の顧問先の電話番号を新たに提供するので、再度調査してほしいとしている。

このため、当委員会は、当時の妻が二女を出産したとするB病院に確認した

ところ、同院は「昭和 38 年には当院は開業していたが、それは先代の病院であり、その後いったん廃止して、先代の息子である現在の事業主が開業したことから、平成元年以前のカルテ等は残していない。」と供述しているため当時の妻の出産の事実及び健康保険証の使用について確認することができない。

また、当時の A 事務所の顧問先は、「同事務所と取引はあったが、申立人がいたような記憶はあるものの、それ以上のことは覚えていない。」と供述していることから、当該顧問先から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

その他、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から43年4月1日まで

A社に勤務した厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主が、申立人が住み込みで勤務していたことを記憶していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年8月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の現在の事業主は、「現在、当時の代表者の息子である自分が事業を引き継いでいるが、自身が厚生年金保険に加入したのは平成9年8月1日で、それ以前に厚生年金保険に加入していた関係者はいない。」と回答している。

さらに、申立人は、A社における同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から52年3月9日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は会社設立時であり、社会保険と労働保険の新規適用手続を社会保険労務士に委任した。保険料控除を確認できる決算報告書の勘定科目内訳が記載されている資料を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本では、申立人は、会社設立時の昭和50年6月30日付けで代表取締役に就任しており、現在まで退任した記録が確認できないことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所となった（以下「新規適用」という。）のは昭和52年3月9日であり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の上記事業所別被保険者名簿によると、同社は厚生年金保険の任意包括適用事業所と記載されていることが確認できるところ、申立人は、「会社設立時から従業員は自分を含め3人で、その後、従業員1人が入社し、新規適用時は4人であった。」と供述していることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は昭和40年2月1日からA社の新規適用日である52年3月9日までの間、国民年金に加入し、申立期間の全期間において、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が提出した昭和52年6月30日付けA社の第3期決算報告書

の「預り金」勘定科目内訳では、「社会保険料」が計上されていることが確認できるが、申立期間の資料として提出された51年6月30日付け第2期決算報告書には、「預り金」勘定科目内訳に社会保険料の記載が無いため、同決算報告書から申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月15日から29年10月1日まで
A協会（現在は、B組合）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も、同協会に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A協会に勤務していたと申し立てている。
しかし、B組合は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、A協会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会したところ、二人の従業員は申立人を記憶しておらず、申立期間以前から勤務していた一人の従業員は、申立人を記憶しているが、申立人は昭和25年3月以前あるいは26年9月以前に退職していた旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 52 年 10 月まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、同社が保管している退職届に申立人の氏名が無いことから、申立人は正社員ではなく、申立期間当時、同社の厚生年金保険の対象者ではなかったのではないかと回答している。

また、申立人のA社における雇用保険の記録は無く、公共職業安定所の雇用保険受給資格者証により、申立人は、昭和 51 年 10 月 16 日に雇用保険の求職者給付の受給手続を行い、申立期間のうち同年 10 月 25 日から 52 年 1 月 22 日までの期間は、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる上、申立期間を含む同年 5 月 1 日から 53 年 5 月 26 日までの期間は、申立人がA社を退職後に勤務したとしているC社において雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時の資料は既に廃棄しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできないと回答している。

加えて、申立人は申立期間当時の同僚等の名前を記憶していない上、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金

保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 21 日から 4 年 8 月 21 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務した証拠として写真を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中にA社の店舗で撮影した日付入りの写真があるので同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、当該写真は店舗名と日付は確認できるが、申立人しか写っておらず勤務実態を確認することができない。

また、A社における雇用保険の離職日（平成 2 年 8 月 20 日）と厚生年金保険の被保険者資格喪失日（同年 8 月 21 日）は符合している上、オンライン記録から同年 9 月 4 日に申立人の健康保険被保険者証が回収されている旨の記載があることが確認できる。

さらに、A社は既に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、A社において申立期間当時給与計算を担当していた3人の従業員は、「厚生年金保険に加入していない従業員の給与から、厚生年金保険料を控除したことはなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 1 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録がない。入社時に年金手帳の提出を求められ、確かに提出したので加入していたはずであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人は正社員ではなく社会保険を適用しない協力外部スタッフであったと回答しており、同社から提出された経理帳簿の申立人のものと思われる報酬支払の記録によると、報酬から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人が当時居住していたB区は、国民健康保険加入記録から、申立人は平成4年8月1日に資格取得し、6年3月2日に資格喪失したと回答しており、申立期間は国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、A社は、同社で保管していた申立人の履歴書に提出日付が平成5年4月13日と記載されていることから、同日以前に勤務していたとは考えられないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 46 年 1 月まで

A 医院に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に賄い婦として同医院に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 医院に在籍していた複数の従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同医院に賄い婦として勤務していたことが推認できる。

しかし、A 医院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 45 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち 44 年 3 月から 45 年 4 月 30 日までの期間は適用事業所となっていない。

また、A 医院の事務長は、「同医院が厚生年金保険の適用事業所となる以前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

さらに、A 医院が厚生年金保険の適用事業所となった月に被保険者資格を取得した 3 人の従業員に照会したが、いずれも当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

一方、申立期間のうち厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 1 月までの期間については、A 医院の事務長は、「賄い婦を厚生年金保険に加入させた記憶は無い。」と供述しており、現に事務長が申立期間後に賄い婦として在籍していたとする従業員も、同医院に係る事業所別被保険者名簿には氏名の記載が無く厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、A 医院に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無く、健

康保険の整理番号に欠番も無く、同名簿に不自然な処理は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から同年12月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に夜間専門の運転手として勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の具体的な記憶及びA社の事務担当者でもあった事業主の長男の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主の長男は、「夜間専門の運送業務に従事していた従業員については、厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、申立人及び事業主の長男は、申立期間当時に夜間専門の運送業務に従事していた従業員の氏名を記憶していないため、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和34年9月1日であり、申立期間のうち同年4月から同年8月31日までの期間は適用事業所となっていない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年9月1日に被保険者資格を取得した従業員3人に照会したが、適用事業所となる前の期間の給与明細書等を保有しておらず、厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月 15 日から 53 年 9 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 2 日から 59 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 7 月 1 日から平成 4 年 11 月 21 日まで
④ 平成 4 年 11 月 21 日から 14 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③及びD社に勤務した申立期間④のそれぞれの標準報酬月額が、実際に支払われていた給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の保険料控除額が分かる給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①、②、③及び④に係るオンライン記録の標準報酬月額が実際に支払われていた給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。」と主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間の②、③及び④について、同期間の標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（給与支給総額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。このため、同申立期間について、申立人が提出している

給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額を比較したところ、これらの標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い額又は同額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 12 月から 19 年 12 月まで

A社B工場で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社B工場に勤務し、化学分析業務に携わっていたのは確かなので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき申立期間において被保険者であった従業員の回答により、申立期間を正確に特定できないものの申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 18 年 12 月から 19 年 9 月 30 日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であり、同法が被保険者としているのは、工場法や鉱業法の適用を受ける工場又は事業場に使用される、いわゆる男子の筋肉労働者が対象であり、申立人は、「A社B工場で化学分析業務に携わっていた。」と述べていることから、事業主は申立人を労働者年金保険の被保険者として適用させなかったものと考えられる。

また、A社B工場の元従業員は、「化学分析業務は、一般的に技術系の業務であり、肉体系の業務ではなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から同年 12 月までの期間については、A社本社の現在の人事担当者は、「当社には、申立期間当時の資料が残っておらず、事実の確認ができない。」と述べている上、申立人が記憶していた同僚 3 名及び同社同工場の従業員からも申立期間当時の状況を確認することができなかった。

加えて、申立期間においてA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、同名簿に不明瞭な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は死亡しており、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除に関する供述は得られない。

さらに、申立人はA社の当時の経理担当者及び現場責任者の氏名を記憶しているが、これらの者の同事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できず、連絡先は不明であるため、同事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録によれば、A社（現在は、B社が事業を継承）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。国民年金手帳の資格取得日が昭和 49 年 4 月 1 日になっているが、この手続をした時に、区役所の担当者が事業所に確認した上で資格取得日を決定したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月 31 日までA社に在籍していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社（平成 19 年 10 月に会社名を変更した後のC社で記録されている。）における離職日は、昭和 49 年 3 月 30 日と記録され、申立期間の在籍を確認することができない。

また、昭和 49 年 3 月 31 日が日曜日であることから、申立人は、「日曜日には勤務していない。」と供述している。

一方、B社は、人事記録を保管していないため、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除について確認できないとしている。

さらに、A社の総務担当者は、「申立期間当時の取扱いについては不明だが、もっと後の年代では、退職日を営業日ベースで考えていたので、昭和 49 年 3 月 30 日が土曜日で、同年 3 月 31 日が日曜日ということであれば、30 日付けの退職だったと思われる。」と回答している。また、申立人が記憶していた申立期間当時の総務担当者は、「申立人を記憶していない。当時の資格得喪の取扱いについても覚えていない。」と回答している。

加えて、申立人は、「国民年金の資格取得の手続のために、T区役所S出張所に出向いた時に、離職票を持っていなかったため、窓口の女性が事業所に電

話で確認した上で、資格取得日を昭和 49 年 4 月 1 日にした。」と述べているが、T 区役所及び同区役所 S 出張所は、申立期間当時の担当者の名簿等の資料を保管していないため、担当者については分からないと述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与月額より低くなっている。入社当初から、年収は 500 万円から 600 万円で給与月額は平均 40 万円ほどだったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する所得税源泉徴収簿及び給与一覧表(個人別)によると、申立期間のうち、平成 12 年 1 月から 15 年 8 月までの期間に係る報酬月額は、申立人が主張する給与月額とほぼ同額の総支給額となっていることが確認できる。

しかしながら、上記の所得税源泉徴収簿及び給与一覧表(個人別)から、当該期間の事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、B健康保険組合の被保険者記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 11 年 6 月から 12 年 9 月までの期間は、26 万円、同年 10 月から 15 年 8 月までの期間は、28 万円及び同年 9 月は、32 万円と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、「当時の事務員(平成 16 年退社)に確認したところ、申立人本人から、保険料が高くて困るから等級を下げてほしいと、直接申し出があったようだ。申立人は、当事務員の直属の上司であったことから所長の許可無く、当該引き下げを受け入れたようだ。このことは申立人もよく知っているはずだ。また、申立人は同社では所長の次のポストにあり、社会保険も担当していた。」と回答している。

加えて、申立人は、「職場ではリーダー的存在だった。当時、自分の標準報酬月額を低く届け出ていることは承知していたが、自分が行ったわけではない。」と供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。しかし、申立期間のうち、平成12年1月から15年8月までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額より保険料控除額に見合う標準報酬月額が低く、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、申立人の申立期間に係る記録訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、平成11年6月から同年12月までの期間については、A社は源泉徴収簿等を保管しておらず、申立人も保険料控除等を確認できる資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月から 21 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 6 月 13 日から同年 12 月 9 日まで

厚生年金保険の加入記録によれば、申立期間①及び②において加入記録が無い。しかし、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社（現在は、D社）に勤務した申立期間②については、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管していた申立人に係る社内職歴及び社員俸給順職員録により、申立人が申立期間を含む昭和3年3月22日から40年6月12日まで同社に継続して勤務し、17年1月8日に同社E国支店に派遣され、厚生年金保険法が施行された19年10月1日当時は同社の同支店で勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、上記以外の申立期間①当時の資料を保管していないことから、申立人及び海外派遣者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないと回答している。

また、申立人の著書「F」によると、昭和17年1月8日に申立人のほかに8人がA社E国支店に派遣されていると記載されているところ、同社本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社で被保険者の資格取得日が確認できる5人のうち、4人は申立人と同じ終戦後の21年6月、同年9月及び同年11月に被保険者資格を取得しており、ほかの1人は19年10月1日に資格取得していることが確認できる。

そこで、上記5人の資格取得時における勤務地を、B社が保管している昭和19年10月1日現在の「社員俸給順職員録」により確認したところ、21年に資格取得した4人は当時E国で、19年10月1日に資格取得した1人は日本国内となっている。このことから、厚生年金保険法が施行された昭和19年10月1日にA社E国支店に勤務していた者は、被保険者資格を取得していなかったことがうかがえる。

申立期間②について、D社から提出された「役員任期一覧表」により、申立人が昭和40年6月12日から58年6月27日まで役員として同社に勤務したことは認められる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、C社は、昭和40年12月9日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所でないことが確認できる。

また、C社が適用事業所となった昭和40年12月9日に資格取得した3人のうち1人は、「当時の給与明細書等の厚生年金保険料控除を示す書類を保管していないため、保険料控除は確認できない。当該期間の厚生年金保険の取扱いについても覚えていない。」としている。なお、残りの2人は既に死亡していることから、これらの者から当該期間の保険料控除は確認できない。

さらに、申立人は既に亡くなっており、申立人の遺族も厚生年金保険の保険料控除を示す書類を保管していないことから、申立期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10273 (事案 1408 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月20日まで
平成19年9月28日に厚生年金保険の加入記録について申立てをしたが、平成21年2月4日に、記録の訂正を認めることはできない旨の通知を受けた。今回、新たにA社B製作所の工場補器として勤務した当時の上司、同僚9名の氏名がわかったので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、申立人は昭和18年4月1日以降もA社に勤務していた可能性はあるものの、申立期間当時の関係者は既に死亡等のため、証言を得ることができず、かつ、当時の人事記録等の関連資料が残っていないため、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たにA社B製作所の申立期間当時の上司、同僚9名の氏名が判明した旨の供述があり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、そのうち8名は連絡先が不明であり、ほか1名は既に死亡しており、新たな証言を得ることができない。

これらを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 14 年 12 月 30 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 40 万の給与額であるのに対し、国の記録は 17 万となっている。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人が提出した給与明細書で確認できる期間の報酬月額は、申立人の主張のとおりであるものの、給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。そのため、当該期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも保険料控除額に見合う標準報酬月額の方が低く、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象とならない。

また、A社は、「申立人の報酬月額については、基本給のみの額を基に届出をしており、届出のとおり額で給与からの保険料控除を行っていた。」と回答している。

なお、申立期間のうち上記を除く期間については、給与明細書など厚生年金

保険料控除を確認できる資料が無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 30 年 7 月 27 日から 32 年 4 月 1 日まで

昭和 29 年 4 月に中学を卒業してすぐに A 社に入社し、32 年 3 月末まで継続して勤務したはずなのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日が違っていることが分かった。勤務したことは間違いないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同期入社した同級生の同僚の供述及び中学校の卒業生台帳から、申立人は、昭和 29 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月に A 社に入社したことが確認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同期入社した同僚（2 名）の資格取得日は、申立人と同日の昭和 29 年 7 月 1 日であることが確認でき、また、申立期間①前後において、中学卒業後に入社した従業員の被保険者資格取得日も入社年の 7 月 1 日となっていることが確認できることから、同社では、中学卒業後に入社した従業員の被保険者資格の取得について、入社 3 か月後に届出を行っていたと推認できる。

申立期間②について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日は、昭和 30 年 7 月 27 日と確認できる。また、34 年に A 社を辞めた申立人の同僚の 1 人は、「時期は特定できないが、申立人は、自分より数年前に辞めた。」と供述しているほか、当該期間に A 社に勤務していた複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、申立人の退職日を記憶している者はいなかった。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当

時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から25年4月まで

平成20年になって、昭和25年5月10日から26年1月21日までA社B工場に勤務した8か月間の厚生年金保険の加入記録が見つかった。母親が申立人から「婚姻前の3～4年間、塚工場に勤めていた。」と聞いた記憶があり、申立人は申立期間にA社C工場に勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年4月から25年4月まで、A社C工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に解散して閉鎖されており、当時の事業主の連絡先が不明であることから、同社及び当該事業主から申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、住所の判明した従業員に申立人の勤務実態等について照会したが、回答のあった4名はいずれも申立人を記憶していないため、これらの元従業員から申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社本社総務管理課に勤務していた従業員は、「同社B工場の近くにあった7、8社の小規模な塚工場が合併して同社B工場を立ち上げた。同社C工場から同社B工場への従業員の異動は無かった。」と供述しているところ、申立人が記憶していた同僚は、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されているが、同社C工場に係る厚生年

金被保険者名簿では氏名を確認することができない。

加えて、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が昭和25年5月10日に同社B工場で被保険者資格を取得した記録はあるが、同社C工場で被保険者資格を取得した記録は無い。

また、A社C工場は、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和22年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年4月から同年9月30日までは、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月から32年1月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では織子として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散し、事業主も死亡していることから同社及び当該事業主から、申立人の勤務期間や厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が「A社と一緒に入社し同じ仕事をしていた。」と回答している同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認することができない。

さらに、A社で申立人と同じ業務に従事していた同僚は、「入社して1年ほどたってから厚生年金保険に加入した。」と回答していることから、同社では、入社から相当期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間に整理番号の欠番が無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年から41年10月21日まで

A社(現在は、B社)に運転手として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述により、申立人が、申立期間のうち、昭和39年8月22日から40年7月23日まで、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「当時のA社に係る資料が保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、当時の代表者は既に死亡しており、社会保険事務の担当者は連絡先が判明しないことなどから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、申立人は、当時の上司や同僚を記憶していないため、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、昭和39年7月3日に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員1人は、「自分は、運転手として昭和37年7月ごろに入社したが、入社後2年間は厚生年金保険に未加入だった。」、さらに、昭和39年7月5日に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員1人は、「自分は、昭和37年11月ごろ運転手として入社したが、1年半くらいは厚生年金保険に加入していなかった。」とそれぞれ供述している。

さらに、当時、A社の事務員として勤務していた従業員は、「当時、運転手は入退社が頻繁だったことから、厚生年金保険の加入は入社と同時ではなく、入社から一定期間後であったと記憶している。」と供述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、運転手として採用した従業員

については、入社後相当期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 6 月 1 日まで
A社(後に、B社)に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同社に申立期間勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員の供述により、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとしているA社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の代表者及び同僚 12 人を記憶しているものの、代表者については連絡先が判明せず、同僚 12 人については名字しか覚えておらず人物が特定できないことから連絡が取れず、A社における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 29 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した 9 人のうち連絡先が判明した 4 人に照会したところ、1 人から回答があり、「申立人と一緒にA社に勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 5 日から 43 年 4 月 20 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないし、一緒に勤務していた同僚2人は厚生年金保険に加入していたので、自分も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の従業員の供述及び申立人が提出した当時の出来事を記載したメモにより、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については分からない。当時は従業員の入退社が頻繁だったので、3か月程度の試用期間を設け、その間は厚生年金保険のほか、雇用保険や健康保険にも加入させなかった。試用期間中の従業員から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚2人について、A社に係る事業所別被保険者名簿において当該申立期間当時の加入記録が確認できるものの、そのうちの1人は、「A社に入社した時期は正確には覚えていない。しかし、入社と同時に厚生年金保険に加入したのではなく、3か月程度の試用期間経過後に加入させてもらった。」と供述しており、他の1人は、連絡先が判明せず、入社時期等については確認できなかった。このほか、申立人が名字のみを記憶していた同僚については、上記被保険者名簿に加入記録が無いことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、入社時期について供述が得られた従業員について、その供述内容及び被保険者名簿により、入社後4か月から6か月程度経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない。

また、申立人については、申立期間のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から平成 8 年 12 月 28 日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額と相違していることが判明した。平成8年ごろに経営が悪化して社会保険料の未払が発生し、社会保険事務所(当時)に出向き未納分の処理を社会保険事務所に任せましたが、標準報酬月額が減額訂正されるとの説明は聞いてない。また、この減額訂正以前における平成6年7月1日から8年12月28日までの期間の標準報酬月額が26万円と実際の報酬額よりも低く届出されていることについては、届出をした記憶もなく納得できない。申立期間の標準報酬月額を実際の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和62年5月1日から平成元年2月28日までの期間について、オンライン記録によれば、申立人のA社における同期間に係る標準報酬月額は、47万円と記録されており、^{そきゅう}遡及して減額訂正された形跡は無く不自然な点は見当たらない。
- 2 申立期間のうち、平成元年3月1日から8年12月28日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における同期間に係る標準報酬月額は、当初、元年3月から同年11月までの期間は47万円、元年12月から6年6月までの期間は53万円、6年7月から8年11月までの期間は26万円とそれぞれ記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年12月28日より後の9年1月6日付けで^{そきゅう}遡及して、元年3月から4年9月までの期間が6万8,000円に、同年10月から7年9月までの期間が8万円に、同年10月から8年11月までの期間が9万2,000

円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

さらに、A社が経理業務を委託していた経理事務所は、「平成7年か8年ごろから、受託業務の報酬支払が遅れるようになり、最後は80万円の貸倒れになった。また、A社の社会保険料の滞納については、経理資料の未払金の明細を見れば当然分かるが、同社に多額の社会保険料の未払があった。」と回答していることから、同社が社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

加えて、オンライン記録から、申立期間においてA社の被保険者であることが確認できる5人の元従業員に経営状況などを照会したところ、うち4人が、「勤務当時に給与の遅配があり、経営状況は厳しかった。」と回答している上、そのうちの一人は、「社会保険事務所から社長が呼び出され、『社長の年金額を減額することと引換えに納付したこととする。』と言われた。」と回答している。

なお、申立人は、「滞納保険料について、社会保険事務所の担当者と対応し、滞納保険料の処理として、同担当者から『代表者が将来受け取る年金から、未納分を支払う方法がある。』と提案され、社会保険事務所に処理を任せたと述べていることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額に減額に同意したものと考えられる。

- 3 訂正前の平成6年7月1日から8年12月28日までの期間について、申立人は、「訂正前の標準報酬月額が26万円と実際の報酬額よりも低く記録されていることについては、届出をした記憶も無く、納得できない。」と主張している。

しかし、平成6年7月から8年12月までの期間には事業主から3回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定が行われており、社会保険事務所が誤って処理をしたとは考え難い。

また、オンライン記録に申立人の当該標準報酬月額の記録について訂正処理をした形跡も無く、不自然さは見当たらない。

- 4 これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正及び届出に同意しながら、当該標準報酬月額の記録訂正処理及び届出の受理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 1 日から 30 年 6 月 5 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 27 年 10 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の回答により、申立人は、申立期間にA社に臨時雇用員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「当時の人事資料等を保有していないことから、申立人の申立期間当時における勤務状況や厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答している。また、同社の総務部長は、「当時、臨時雇用員の社会保険の取扱いは、入社時は厚生年金保険に加入させず、一定期間が経過した後に正社員に昇格させ、その時点から厚生年金保険に加入させていた。」と述べている。

このため、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者資格を取得している元従業員 10 人に照会したところ、8 人から回答があり、そのうちA社に臨時雇用員として入社したと回答した 5 人は、「入社して正社員になるまでは厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている上、これらの元従業員が入社したとする日から被保険者資格を取得するまでの期間を調べると、最短の者で 19 か月、最長の者で 48 か月であることが確認できる。

さらに、上記の 5 人の回答者のうちの一人は、「申立人はA社に入社したとき私の配下にいた。当時、A社には季節労働者等の臨時雇用員が大勢勤務していたが、臨時雇用員は、厚生年金保険の適用はなかった。私も季節労働者（臨時雇用員）として入社し、その後、3年半ぐらい勤務した後、正社員に昇格し、

その時点から社会保険に加入した。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者としての記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から30年6月1日まで

昭和18年8月に結婚と同時に婿養子になって以降、養父とともにA社の事業に関わり、専務取締役を経て52年5月代表取締役就任中に死亡退職するまで勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入が30年6月1日からとなっているのを知った。社会保険(厚生年金保険)の加入は、A社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和23年11月1日からであると思うので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の二人の従業員の回答及び申立人の子が作成した申立人に係る履歴メモから、申立人は申立期間においてA社に専務取締役として勤務していたものと推認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者番号払出簿に記載された昭和30年6月1日付けの資格取得日と被保険者番号は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容と一致していることが確認できる上、同被保険者番号払出簿及び同被保険者名簿に記載内容の訂正などの不自然な点は見当たらない。

また、申立期間当時にA社の事業主であった申立人の養父の同社における厚生年金保険の資格取得日も昭和30年8月1日であるのが確認できることから、当時、同社では、事業主及び申立人に係る社会保険の加入については、一般従業員とは異なった取扱いであったことがうかがわれる。

さらに、申立人の子も、「申立期間当時、養父とともに会社の経営に関わり、

会社の事務面は社会保険関係も含め、全部父（申立人）が行っていたと思う。」と述べている。

加えて、前述の二人の従業員は、「申立人は、専務取締役として年金事務を担当していた。」と回答している。

これらを踏まえると、申立人は、A社の社会保険の届出等に権限を有しており、厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所（当時）への納付についても知り得る立場にあったと推認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書においては、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、仮に、申立人が主張する申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から同年12月9日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。年金手帳に、被保険者となった日として昭和60年4月1日と記入されており、同日より厚生年金保険に加入していたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名のうち1名は、申立期間当時の社会保険の事務担当者であり、同人は、「申立期間当時に記入したメモを保管しており、申立人について、入社は昭和60年4月1日と記録されている。」と供述していることから、申立人が昭和60年4月1日から同社に勤務していたことは推認できる。

また、上記社会保険の事務担当者であった従業員は、「厚生年金保険の加入は希望制で、申立人についても加入の意思表示があってから手続をした。また、上記のメモに、申立人について、社会保険の加入は昭和60年12月と記入されている。なお、申立人の年金手帳の「被保険者となった日」の記入については覚えてはいないが、入社時に預かって、とりあえず入社日を記入してしまったのかもしれない。」と供述している。

一方、A社の当時の代表者は、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については分からない。しかしながら、厚生年金保険の加入については、入社後しばらく様子を見ていた期間があり、収入が安定し、かつ本人が希望していた場合のみ加入手続をしており、未加入期間について厚生年金保険料は控除していな

かった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月22日から37年5月16日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの申立人が、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、上記同僚は、「A社は、当時は従業員が数名の小さな会社であり、代表者から厚生年金保険には未加入であることを聞いていた。厚生年金保険に加入したのは、別の地域に移転してからであった。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、A社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、申立人が退職した後の昭和40年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 28 年 1 月 1 日であり、申立期間のうち、27 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までは適用事業所とはなっていない。

また、A社の社会保険事務担当者及び複数の従業員は、申立人は日雇労働者であり、厚生年金保険には加入していないと供述しており、申立人も「給与の支払は日給制であった。厚生年金保険被保険者証、健康保険被保険者証及び雇用保険被保険者証を当時受け取ったかについては不明である。」と供述している。

さらに、A社の元事業主は、当時の資料を保存しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

昭和17年4月2日から同年5月31日までの申立期間については、申立人が労働者年金保険被保険者であったと認めることはできない。また、同年6月1日から19年10月12日までの申立期間及び20年12月17日から25年4月1日までの申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月2日から19年10月12日まで
② 昭和20年12月17日から25年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の労働者年金保険及び申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和17年4月から25年3月まで継続して勤務し、申立期間中、保険料が控除されていたはずなので、申立期間について労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元同僚による「期間は不明だが、申立人が当社で働いていたことをよく覚えている。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、労働者年金保険法では、昭和17年1月1日から同年5月31日までは、保険料徴収までの施行準備期間であり、申立期間①のうち、同年5月31日以前の期間については、同法上、労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

また、申立期間①のうち、昭和17年6月1日から同年11月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用の期間であるものの、A社は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、17年12月1日に労働者年金保険の適用事業所になっており、申立期間の一部は労働者年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社の当時の代表者は既に死亡している上、複数の元同僚は、「当時の社会保険担当者を記憶していない。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「在職中は同じ親方の下で一緒に造船の養成工（正社員）として勤務し、申立人も含め勤務形態の変更はなく、厚生年金保険の加入は昭和19年10月12日からの記録となっており、申立人と同じである。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において労働者年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

申立期間②については、A社において申立人の兄弟子であったとされる元同僚は、「当社では、同じ親方の下で申立人と共に働いていたが、昭和20年12月17日に辞めて、親方と申立人を含む造船養成工等と共に他社へ手伝いのために移った。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する複数の同僚は、いずれも昭和20年12月17日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社は、22年8月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②の過半は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社の当時の代表者は既に死亡している上、複数の元同僚は、「当時の社会保険担当者を記憶していない。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうちの昭和17年4月2日から同年5月31日までの期間について、申立人が労働者年金保険被保険者であったと認めることはできない。また、申立期間①のうちの同年6月1日から19年10月12日までの期間及び申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで
② 平成 7 年 5 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。A社では営業担当であり、B社では貿易事務担当であり、それぞれの会社において厚生年金保険関係事務に参与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額は、2万円以上であった旨主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、1万8,000円であることが確認できる。

また、当時、A社において、申立人と同じ職種であったとされる従業員の標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録にも不自然な訂正は無い。

さらに、A社は、オンライン記録によると、昭和 39 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額は、平成 7 年 4 月の 53 万円と同額であった旨主張しているところ、オンライン記録及びC厚生年金基金の記録によると、当該期間の標準報酬月額は、いずれも 44 万

円であることが確認できる。

また、B社の監査役は、「当時、当社は経営が苦しく、社員の給与を平成7年2月に一律で減額した。」旨供述している上、同社から提出された「平成7年給与台帳」によると、申立人の給与は、同年2月から同年12月までは、同年1月の給与に比較し削減され、給与支給額に通勤費を加えた金額は44万円となり、標準報酬月額と一致することが確認できる。

さらに、B社の当時の厚生年金保険担当者は、平成7年の給与削減について、「社員への説明会も実施し、社員あての通知文書は給与明細に同封して渡した。」旨供述している上、他の複数の従業員は、「7年に給与の大幅な削減があったことを覚えている。」旨供述しており、このことは、オンライン記録から、複数の従業員の標準報酬月額が減額されていることから確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年ごろから 36 年ごろまで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には昭和 29 年ごろから継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 35 年 5 月 17 日付けB労働基準局長交付の「映寫技術者免許証」によると、当該免許証に記載された住所がA事業所の住所であることが確認できる上、当該免許証の交付日は申立期間に含まれることから判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、「A事業所から健康保険証を受領した記憶が無い。」旨供述している上、同事業所の当時の代表者は既に死亡しており、その長男は、「A事業所は、父が個人経営の映画館として昭和 40 年に火事で廃業するまで経営していた。私が、父から引き継ぎ平成 18 年まで経営していた姉妹館のC事業所も厚生年金保険の適用事業所ではなかったもので、A事業所も厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」旨供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、A事業所の同僚の名字のみ記憶しているものの、名前を記憶していないことから、同僚への照会ができず、同事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することが

できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案10317（事案2052の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年10月1日まで
: ② 昭和37年3月6日から38年1月13日まで
: ③ 昭和38年8月19日から39年4月1日まで

脱退手当金の記録管理について納得がいかないのに、支給記録をすべて取り消し、年金としてもらえるようにしてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えられることなど、社会保険事務所（当時）の一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由から認められなかった。

新たな証拠等は提出できないが、審議結果に納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和42年2月3日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金はほぼ同時期に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われた可能性が考えられること、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、申立人は上述の通知に異議を唱えるだけで、新たな主張は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 2 日から 40 年 2 月 26 日まで
脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 2 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 40 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、40 名全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 38 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所から提出のあった脱退手当金の請求記録簿には、申立人の脱退手当金を 40 年 2 月 26 日に請求していることが記されていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 40 年 4 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月1日から同年7月1日まで
② 昭和31年10月1日から39年4月30日まで

私は脱退手当金を受給した記憶は無く、支給対象期間に含まれている申立期間①の事業所では厚生年金保険の被保険者になっていることを知らなかったため、自分で請求するはずはなく、脱退手当金は受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職後の昭和39年7月31日に訂正処理がなされており、申立期間の脱退手当金は同年9月25日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、当該被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和39年9月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月26日から36年10月2日まで
脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無い上、事業所からは脱退手当金に関する説明は受けていないので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年10月2日の前後2年以内に資格喪失した者31名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、28名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち23名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年12月8日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 59 年 4 月ごろまで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が申立人を記憶している旨供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間を特定するまでには至らないものの、A社に営業職として勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間当時にA社において、厚生年金保険の被保険者資格を有していた複数の同僚及び従業員の供述から、同社における厚生年金保険の取扱いは、職種や勤務形態により異なり、一律には被保険者資格の取得手続が行われていなかったことがうかがえる。また、申立人と同じ営業職として勤務していた従業員にも、厚生年金保険の被保険者となっていない者が確認できる上、同社の従業員数と事業所別被保険者名簿に記録されている被保険者数を比較してみると、相当数の未加入者がいたものと認められることから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

なお、A社は、昭和 60 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、代表者は既に死亡していることから、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱い、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、昭和 60 年 7 月*日に裁判所の破産宣告を受けており、同社破産管財人は、平成 13 年 10 月をもって書類

の保存期間経過に伴い、ほとんどの関連資料を廃棄した旨供述している。念のため、申立人に係る同社での情報について再調査を実施してもらったが、申立事実を確認できる関連資料等の新たな情報を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A社の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険被保険者証番号は連続しており不自然な欠番や訂正箇所は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 9 月 18 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 59 年 9 月に異動した先の系列会社のB社では加入記録があるのにA社での記録が無いのは変だと思う。勤務していたのは確かなので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司が申立人を記憶している旨供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間を特定するまでには至らないものの、A社に営業職として勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間当時にA社において、厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚及び従業員の供述から、同社における厚生年金保険の取扱いは、職種や勤務形態により異なり、一律には被保険者資格の取得手続が行われていなかったことがうかがえる。また、申立人と同じ営業職として勤務していた従業員にも、厚生年金保険の被保険者となっていない者が確認できる上、同社の従業員数と事業所別被保険者名簿に記録されている被保険者数を比較してみると、相当数の未加入者がいたものと認められることから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

なお、A社は、昭和 60 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、代表者は既に死亡していることから、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱い、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間において、申立人は、国民年金の第1号被保険者となっているが、当該期間はすべて申請による保険料全額免除

期間と記録されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、昭和60年7月*日に裁判所の破産宣告を受けており、同社破産管財人は、平成13年10月をもって書類の保存期間経過に伴い、ほとんどの関連資料を廃棄した旨供述している。念のため、申立人に係る同社での情報について再調査を実施してもらったが、申立事実を確認できる関連資料等の新たな情報を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A社の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険被保険者証番号は連続しており不自然な欠番や訂正箇所は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。